

湯沢市国土強靱化地域計画



令和3年8月改訂

【 目 次 】

第1章 湯沢市国土強靱化の基本的な考え方

1	計画策定の目的	1
2	計画策定の趣旨及び位置付け	1
3	計画の策定手順等	3
4	基本目標	4
5	事前に備えるべき目標	4
6	基本的な方針	5

第2章 脆弱性の評価

1	評価の枠組み・基準	7
2	評価効果のポイント	17

第3章 湯沢市国土強靱化の推進方針

1	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針	22
2	施策分野ごとの推進方針	30

第4章 計画の推進・進捗管理

1	施策の重点化	37
2	重点施策の選定	37
3	推進体制と不断の見直し	53

(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性の評価結果

(別紙2) 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

第1章 湯沢市国土強靱化の基本的考え方

1 計画策定の目的

あらゆる災害を想定し、どのような災害が発生しようとも、強靱な行政機能や地域社会を事前につくり上げることにより、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備え、「人のつながりで磨かれる、熱（エネルギー）あふれる美しいまち」づくりを推進するため、「湯沢市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画策定の趣旨及び位置付け

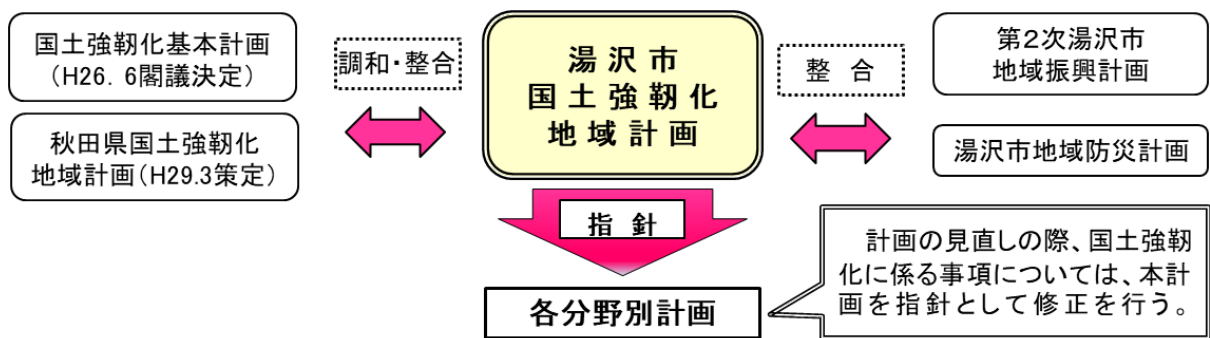
平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国においては、基本法に基づき、平成26年6月、「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、その後平成30年12月に改正されています。

基本法の理念として、「必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、大規模自然災害等から市民の生命、身体及び財産の保護並びに、大規模自然災害等の市民生活・経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について、現状の評価を行うことを通じて施策を適切に策定し計画に定めること。」とあります。

また、同法第4条において、地方公共団体は、「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。」と規定されています。

本計画は、基本法の理念を踏まえて、「いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られる」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される」、「迅速に復旧復興がなされる」等の基本目標のもと、同法第13条に定める「国土強靱化地域計画」として策定するものです。

また本計画は、本市の各種計画における国土強靱化に関連する事項の指針となるものであり、策定にあたっては、国及び秋田県における計画との調和・整合を図るとともに、「第2次湯沢市総合振興計画」との整合を図っています。

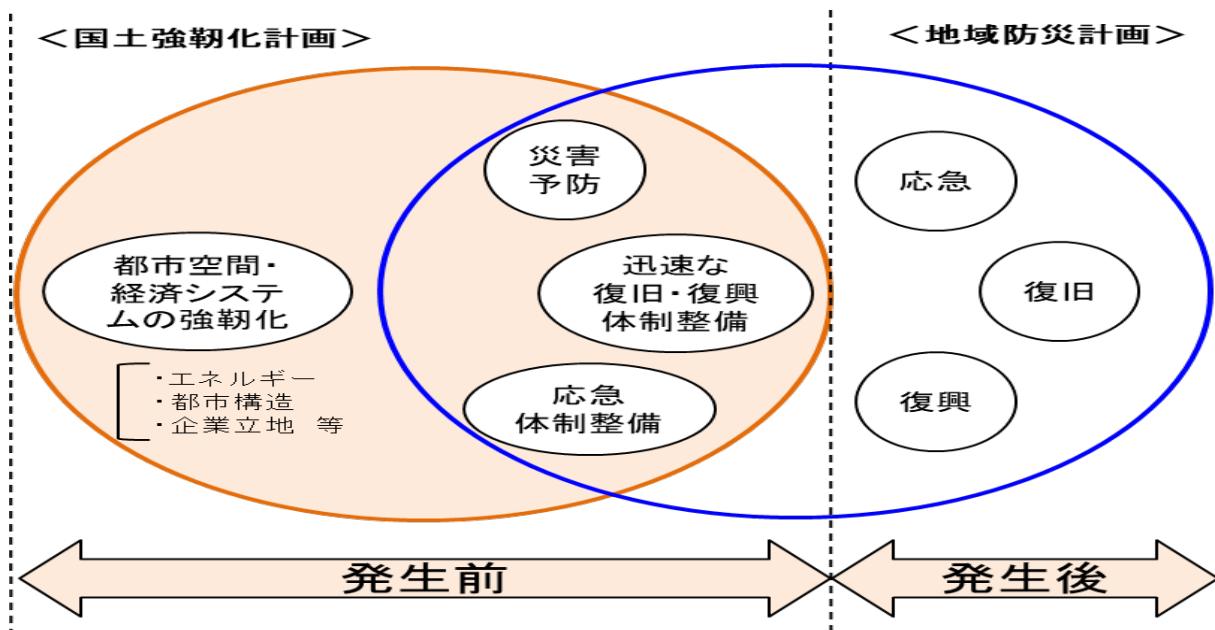


<地域防災計画との関連性>

本計画は、国土強靱化に係る指針性を有することから、国土強靱化に関しては、本市における他の計画の指針となるものです。従って、計画の策定後には、ここで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画との整合や見直しを行います。

【参考】地域防災計画と国土強靱化計画のそれぞれの特徴

	地域防災計画	国土強靱化計画
作成目的	予防・応急・復旧などの具体的対策を総合的に取りまとめ、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に作成。	自然災害全般を想定。「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を災害の想定事案として、より実行的に各取組の推進を図ることを目的に作成。
対象とする災害の段階	予防、災害発生時及び発生後を対象とする。	災害発生前を対象とする。
作成ポイント	災害の種類ごと、予防対策から発生時、発生後までに至るまでの対応力強化を主眼に作成。	人命保護や被害最小化はもとより、地域社会の強靱化も視野に最悪の事態を回避する施策を設定する。
施策の重点化・指標	—	本計画の大きな特徴。強靱化すべき分野を特定し、脆弱性評価、施策の重点化を図る。



3 計画の策定手順等

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、策定にあたっては、国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順に基づいて作成するものです。

【策定手順】

STEP 1	【地域を強靱化する上での目標の明確化】 地域を強靱化する上での①「基本目標」及び②「地域を強靱化する上での事前に備えるべき目標」を設定
STEP 2	【リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定】 本市の①「リスク」（大規模自然災害）と②「リスクシナリオ」（起きてはならない最悪の事態）、③強靱化「施策分野」を設定
STEP 3	【脆弱性の分析・評価、課題の検討】 本市の「リスク」（大規模自然災害）を前提として、「リスクシナリオ」（起きてはならない最悪の事態）ごとに各施策の脆弱性を分析・評価
STEP 4	【リスクへの対応方策の検討】 「起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針」の検討
STEP 5	【対応方策について重点化・優先順位付け】 「推進方針」について、重要性、進捗状況等を踏まえ重点施策を選定

4 基本目標【STEP 1-①】

復旧・復興に長期間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靱な市域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが、本市の将来を描く上で極めて重要です。このため、本市における強靱化を推進する上での「基本目標」を、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次のとおり設定するものです。

- いかなる事態が発生しても、
 - ① 人命の保護が最大限図られる。
 - ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される。
 - ④ 迅速に復旧復興がなされる。
- 併せて、本計画の推進を通じて
 - ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する。

5 事前に備えるべき目標【STEP 1-②】

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を、国土強靱化基本計画をもとに、次のとおり設定するものです。

- いかなる事態が発生しても、
- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
 - ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
 - ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。
 - ④ 大規模自災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
 - ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
 - ⑥ 制御不能な二次災害を発生させない。
 - ⑦ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6 基本的な方針

本市では、平成3年9月の台風19号、平成22年7月から8月の大雨及び平成25年の台風18号では大きな被害が発生しており、異常気象による全国各地で発生しているような大規模な風水害が、今後発生することが懸念されています。

また、秋田県の内陸部を震源とする大地震の発生による土砂災害、ライフラインの被害を考えると、本市への影響は多大であると想定されます。

これらのことから「事後対策」の繰り返しを避け、大規模な自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行う地域づくりを次の方針に基づき推進するものです。

(1) 湯沢市国土強靱化の取組姿勢

- ① 従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、あらゆる側面から現状を分析し、取組にあたる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視点をもって取組にあたる。
- ③ 大局的・システム的な視点、限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取組にあたる。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる。
- ② 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 行政に対する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、市の財政状況や施策の継続性に配慮して、施策の重点化を図る。

- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第2章 脆弱性評価

1 評価の枠組み・基準

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠です。

このため、本市が直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえ、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているか、弱点となっているか等を明らかにするため、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

(1) 想定するリスク【STEP 2-①】

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、テロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画においては、国の基本計画、県の地域計画と同様、市内に起こりうる大規模自然災害全般を想定して評価を実施しました。

市内に起こりうる具体的な災害としては、秋田県内陸部の活断層による内陸直下型地震、特別警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪等が考えられます。

また本市においては、大雨の浸水だけではなく、傾斜地やがけ下に近接した住宅が多く見られ、特別豪雪地帯でもあることから、土砂災害、雪害のおそれが高く、建物等の倒壊や道路の閉塞・寸断、孤立地区の発生が想定され、また、土砂災害は地震や水害とともに生じる(複合的に発生する)可能性があります。

一方で人口減少・少子高齢化、社会資本の老朽化(耐震化の遅れ)の社会的リスクもあり、災害リスクと複合化することで、被害をさらに拡大させる可能性があります。

このため、分野横断的にハード・ソフトの両面から市全体を強靱化する必要があります。

(2) 起きてはならない最悪の事態【STEP 2-②】

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行う（基本法第17条第3項）とされており、国の基本計画及び県の地域計画を参考にするとともに、本市の地形的特性を見ると、奥羽山脈及び出羽丘陵に囲まれた内陸地形、雄物川の上流域にあり、皆瀬川、役内川がその支流として流れている。また、特別豪雪地帯である本市の地域特性等を考慮して、次表のとおり、7つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなるものとして27の「起きてはならない最悪の事態」をガイドラインから選び出し本市が抱えるリスクに対応できるよう記述等を修正し設定をしました。

自然災害	本市の想定するリスク
地震	<p>○横手盆地真昼山地連動(M8.1) 予想される本市の最大震度7</p> <p>○海域A+B+C連動(M8.7) 予想される本市の最大震度5強</p> <p>○横手盆地東縁断層帯南部(M7.3)</p> <p>【最近の大規模地震】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） 平成23年3月11日 M9.0 負傷者7名、住家一部損壊4棟、非住家全半壊3棟、ブロック塀崩壊3カ所、農業施設18カ所、水産被害稚魚等34万匹、長時間停電等 ※同年4月1日M5、4月7日M7.2の地震発生 ・岩手・宮城内陸地震 平成20年6月14日 M7.2 行方不明者2名、負傷者21名、住家半壊1棟、一部損壊9棟、林産36カ所、道路100箇所
火山噴火	<p>○栗駒山火山の噴火</p> <p>【直近の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和湖 火砕物降下 昭和19年11月20日 小規模水蒸気噴火 泥土を噴出し、岩井が濁り、魚類多数被害

	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火 1744（寛保3）年2月3日 山鳴りし、大木を含むラハール(火山泥流)が流出、その後噴煙が観測され、時々山鳴り
大雨・大雪	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年大雨 7月27～28日 床上浸水3棟、床下浸水33棟 ○平成22年豪雨 <ul style="list-style-type: none"> ・7月17日 住家床上浸水1棟、床下浸水25棟 非住家浸水8棟、林道法面崩壊13箇所 ・8月11日 住家床上浸水3棟、床下浸水54棟、 非住家浸水2棟 ・8月14日 住家床下浸水6棟、林道一部決壊、 田畑の流出、埋没1.5ha ・8月31日 住家床下浸水1棟、道路冠水3箇所 ○平成30年豪雪 重症16名、軽傷10名、住家一部損壊2棟、 非住家全壊14棟、半壊17棟、一部損壊3棟、浸水3棟 ○平成26年豪雪 重傷者5名、軽傷者7名、非住家全壊10棟、 半壊6棟、一部損壊3棟

【参考】 本市の地震災害想定

項目		横手盆地真昼山地連動	海域A+B+C連動
マグニチュード		8.1	8.7
最大震度		7	5強
建物被害	全壊棟数	2, 571 棟	66 棟
	半壊棟数	7, 169 棟	94 棟
	焼失棟数	4 棟	0 棟
人的被害	死者数	167 人	0 人
	負傷者数	1, 276 人	13 人
ライフ	上水道断水人口	12, 034 人	573 人
ライン	電力停電世帯	11, 606 世帯	897 世帯
避難者数		9, 356 人	272 人

【事前に備えるべき目標】

- | | |
|---|--|
| 1 | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる |
| 2 | 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる |
| 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する |
| 4 | 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る |
| 5 | 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない |
| 6 | 制御不能な二次災害を発生させない |
| 7 | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する |

【起きてはならない最悪の事態】

- | |
|---|
| 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる |
| 1-1. 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
1-2. 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-3. 大規模な土砂災害、火山噴火等による死傷者の発生
1-4. 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
1-5. 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
1-6. 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 |
| 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる |
| 2-1. 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
2-3. 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
2-4. 多数の帰宅困難者や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足
2-5. 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
2-6. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
3-1. 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
4-1. 国道13号、108号、398号及び湯沢横手道路をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態
4-2. 電気、石油、ガスの供給機能の停止
4-3. 上水道等の長期間にわたる機能停止
4-4. 汚水処理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止
4-5. 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
4-6. 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
5-1. 大規模商業施設の損壊、火災、爆発等
5-2. 農業の停滞
5-3. 商工業、観光等の産業の停滞
6. 制御不能な二次災害を発生させない
6-1. ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
6-2. 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
6-3. 油・有害物質等の流出事故による環境汚染、風評被害
7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
7-1. 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-2. 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野 【STEP 2-③】

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う（基本法第17条第4項）とされており、本市の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、国土強靱化基本計画に定める12の個別施策分野及び3つの横断分野を参考に、次の6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】

- ① 行政機能等
- ② インフラ・住環境
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業・エネルギー・情報通信
- ⑤ 国土保全・交通・物流
- ⑥ 農林業・環境

【横断的分野】

- ⑦ 地域づくり・リスクコミュニケーション
- ⑧ 老朽化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の現状を整理し、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理し、中長期的視点も入れながら現行の施策の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

この際、定量的な評価が可能なものについては、数値データを収集し指標化しました。

なお、本市の「起きてはならない最悪の事態」に具体性を持たせるため、さらに最悪の事態を誘引する具体的な「想定」を設定した上で、各施策の脆弱性評価結果を整理しました。

【「起きてはならない最悪の事態」を誘引する具体的な「想定」】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1. 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

- 耐震性の低い住宅・建築物等が倒壊する
- 家具類が転倒する
- 住宅火災に気づかずに初期消火できない

1-2. 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 河川堤防等のインフラが被害を受ける
- 河川堤防などの構造物が損傷する
- 浸水地域に要救助者が取り残される

1-3. 大規模な土砂災害、火山噴火等による死傷者の発生

- 土石流・崖崩れ・地すべりに巻き込まれる
- 火山噴火に巻き込まれる

1-4. 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

- 道路が雪で通行不能になる
- 雪下ろしによる死傷者が多数発生する

1-5. 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

- 関係機関の情報が途絶する
- 被災現場の情報が届かない
- 住民へ情報伝達ができない

1-6. 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

- 避難の遅れによる死傷者が発生する

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1. 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食糧・飲料水等が枯渇する
- 救援物資が届かない

2-2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

- 孤立地区の被害状況を把握できない
- 孤立状態が解消できず、救急患者等発生時に迅速な救助活動ができない

2-3. 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

- 消防庁舎の被災等による応急活動機能が喪失する
- 応急活動を行う人員が不足する

2-4. 多数の帰宅困難者や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足

- 被災者が避難所の場所を把握していない
- 災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する
- 避難所が被災して使用できない
- 避難所外への避難者が多数発生する

2-5. 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

- 医療施設が機能を喪失する
- 医薬品等を確保できない
- 被災地での医療救護活動が滞る

2-6. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 避難所で感染症が集団発生する
- 被災地の衛生環境が悪化する

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1. 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

- 業務が継続できない
- 市庁舎の機能が喪失する

4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

4-1. 国道13号、108号、398号及び湯沢横手道路をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態

- 災害により道路網が寸断される
- 鉄道施設の機能が停止する

4-2. 電気、石油、ガスの供給機能の停止

- 大規模かつ長期にわたり停電する
- 石油類燃料が確保できない
- 長期にわたりガスの供給が停止する

4-3. 上水道等の長期間にわたる機能停止
○ 上水道機能が停止する
4-4. 汚水処理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止
○ 下水道施設機能が停止する
○ 農業集落排水施設機能が停止する
○ 浄化槽の機能が停止する
○ し尿処理施設機能が停止する
○ 廃棄物処理施設機能が停止する
4-5. 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
○ 信号機が全面停止する
4-6. 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
○ 長期にわたる電話、携帯電話の通信が停止する

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1. 大規模商業施設の損壊、火災、爆発等
○ 大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等がおきる
5-2. 農業の停滞
○ 農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動が停滞する
5-3. 商工業、観光等の産業の停滞
○ 地域経済が停滞し、地域の活力が失われると同時に産業が持つ社会的機能も失われる
○ 観光地としてのイメージがダウンし、観光客の回復時期が遅れる

6. 制御不能な二次災害を発生させない

6-1. ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
○ 防災施設が損壊する
○ ため池が決壊する
6-2. 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
○ 農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する
6-3. 有害物質の大規模拡散
○ 油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害が発生する

7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1. 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害時に建設事業者の協力が得られない
- ボランティアの受け入れが円滑に進まない

7-2. 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害時における地域コミュニティ機能が減退する

2 評価結果のポイント【STEP 3】

「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」を別紙1に整理しました。
これらの評価結果のポイントは、次のとおりです。

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態1-1

「大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」等を回避するため、住宅や公共特定建築物等の耐震化を促進する必要があります。

※特定建築物「建築物の耐震化の促進に関する法律」第14条第1号第2号による建築物

最悪の事態1-2

「集中豪雨等による長期的な市街地等の浸水」を回避するため、河川改修等の治水対策等を行う必要があります。

最悪の事態1-3

「土砂災害、火山噴火等による死傷者の発生」を回避するため、土砂災害警戒区域等の指定促進のほか、土砂災害ハザードマップ、火山防災マップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定を促進する必要があります。

最悪の事態1-4

「暴風雪及び豪雪による死傷者の発生」を回避するため、計画的な道路除雪等により冬期の交通確保を図る必要があるほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発をはかる必要があります。

最悪の事態1-5

「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、「秋田県総合防災情報システム」を活用した迅速・確実な情報伝達体制を強化する必要があるほか、防災行政無線や登録制メールなど複数の住民向け情報伝達手段の整備を促進する必要があります。

最悪の事態1-6

「防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、自主防災組織活動の充実強化や学校における防災教育の充実を図る必要があります。

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1

「被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」を回避するため、県と連携し、共同備蓄品目の計画的な整備を促進する必要があります。

また、民間事業者等との物資調達協定の締結や、災害時の物資集積拠点の指定など、大規模災害時の物資調達に必要な取組を進める必要があります。

最悪の事態 2-2

「多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生」を回避するため、道路や河川改修等のほか、孤立するおそれのある地区の備蓄物資・電力・通信手段の確保などの予防対策を促進する必要があります。

最悪の事態 2-3

「消防等の被災等による救助・救急活動の停滞」を回避するため、消防本部等における機能維持を図る必要があります。

また、減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動のほか、消防団活動に必要な装備品の装備化を早急に行う必要があります。

最悪の事態 2-4

「多数の帰宅困難者等の発生や観光客の避難に伴う避難所等の不足」を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所の指定を行う必要があるほか、車中泊など避難所以外への避難者の把握方法など対応策の周知を図る必要があります。

最悪の事態 2-5

「医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺」を回避するため、DMAT（災害派遣医療チーム）の配置など、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制の整備を図る必要があります。

最悪の事態 2-6

「被災地における疫病・感染症等の大規模発生」を防ぐため、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を進める必要があります。

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」を回避するため、業務継続計画を策定する必要があります。

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 「国道13号、108号、398号及び湯沢横手道路等をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態」を回避するため、幹線道路、鉄道等の施設について、計画的な整備や老朽化対策を進める必要があります。

最悪の事態 4-2 「電気、石油、ガスの供給機能の停止」を回避するため、各ライフライン事業者等との連携により関連施設の耐震化等を促進するほか、石油類燃料については、業界団体等との協定に基づく協力体制を強化する必要があります。

最悪の事態 4-3 「上水道等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を促進する必要があります。

最悪の事態 4-4 「污水处理施設等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、下水道施設、し尿処理施設等の計画的な耐震化・老朽化対策等を考慮した耐水対策、合併浄化槽の整備促進のほか、し尿処理施設の耐震化を行う必要があります。

最悪の事態 4-5 「信号機の全面停止等による重大交通事故の多発」を回避するため、信号機電源付加装置の整備を促進する必要があります。

最悪の事態 4-6 「電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止」を回避するため、通信施設の耐震化などを促進する必要があります。

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1

「大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するため、防災計画の見直しや災害の未然防止と拡大防止を目的とした防災訓練を実施する必要があります。

最悪の事態 5-2

「農業の停滞」を回避するため、集出荷団体と連携を図り、集荷施設、荷捌所等、基幹施設の耐震化を図る必要があるが、現在の耐震基準を満たしている施設が少なく、整備には時間がかかることから、基幹施設を中心とした集出荷体制の見直しにより生産活動の停滞を防ぐ必要があります。

最悪の事態 5-3

「商工業、観光等の産業の停滞」を回避するため、事業継続力強化支援計画（BCP）を策定し、これに基づいて事業の継続を図る必要があります。

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1

「ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生」を回避するため、関係機関や関係組織との連携強化を図りながら、防災重点ため池等の長寿命化及び耐震化対策を講じる必要があります。

最悪の事態 6-2

「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」を回避するため、関係機関や関連団体・組織との連携強化を図りながら、農地・森林整備の推進や関連施設の長寿命化対策を講ずる必要があります。

最悪の事態 6-3

「有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等」を回避するため、国及び県の関係機関と連携し、防除回収や風評被害の最小化の適切な情報発信の必要があります。

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1

「復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、災害発生時の復旧・復興の担い手となる建設産業従事者の育成・確保の推進や災害ボランティアの受け入れ体制を構築する必要があります。

最悪の事態 7-2

「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、活力ある集落づくりの支援や共助組織の立ち上げを支援していく必要があります。

第3章 湯沢市国土強靱化の推進方針

第2章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、本市の強靱化に向けて、主に市が取り組むべき、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針及び「施策分野」ごとの推進方針の概要は次のとおりです。

なお、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針の詳細は「別紙2」のとおりです。

1 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

- ① 住宅の耐震化
- ② 公共特定建築物の耐震化
- ③ 学校の耐震化
- ④ 社会福祉施設等の耐震化
- ⑤ 空き家対策
- ⑥ 地震発生直後の近隣住民による共助

「家具類の転倒」を回避するための推進方針

- ⑦ 家具類の固定など室内安全対策の推進

「住宅火災に気づかない」ことを回避するための推進方針

- ⑧ 住宅用火災警報器の設置の推進
- ⑨ 消火器の設置の推進、消火訓練の実施

最悪の事態1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物の損傷」を回避するための推進方針

- ① 河川改修等の治水対策
- ② 河川・ダム関連施設の老朽化対策
- ③ 避難勧告等の判断マニュアルの策定（河川氾濫）

- ④ 避難確保計画策定の推進
- ⑤ 避難訓練の実施

最悪の事態 1-3 大規模な土砂災害、火山噴火等による死傷者の発生

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ① 土砂災害対策施設の整備
- ② 砂防関連施設の老朽化対策
- ③ 土砂災害警戒区域等の指定・公表
- ④ 土砂災害ハザードマップの作成・周知
- ⑤ 避難勧告等の判断マニュアルの策定（土砂災害）
- ⑥ 避難確保計画策定の推進
- ⑦ 避難訓練の実施
- ⑧ 火山防災マップの作成・周知

最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

- ① 道路除雪等による冬期の交通確保

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

- ② 雪下ろし事故防止対策の推進

最悪の事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

- ① 関係行政機関等による情報共有体制の強化
- ② 秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

- ③ Jアラート等による情報伝達
- ④ 複数の情報伝達手段の整備等
- ⑤ 秋田県河川砂防情報システムによる情報提供
- ⑥ 避難勧告等の発令基準
避難勧告等の判断マニュアル（河川氾濫）
避難勧告等の判断マニュアル（土砂災害）

最悪の事態 1-6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れによる死傷者の発生」を回避するための推進方針

- ① 自主防災活動の充実・強化
- ② 自主防災アドバイザーの派遣
- ③ 学校、ジオパーク活動における防災教育の充実

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食糧・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

- ① 共同備蓄物資の計画的な整備
- ② 民間事業者との物資調達協定の締結

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

- ③ 住民・自主防災組織による備蓄の促進
- ④ 避難所等への備蓄の促進
- ⑤ 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結
- ⑥ 物資集積拠点の指定
- ⑦ 物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用
- ⑧ 国や他都道府県等との連携

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ① 通信手段の確保

「孤立状態が解消できず、救急患者等発生時に迅速な救助活動ができない」ことを回避するための推進方針

孤立予防対策

- (再掲) 1-2 (河川改修等の治水対策)
- (再掲) 1-3 (土砂災害対策等施設の整備)

- ② 道路施設の老朽化対策
- ③ 道路施設の防災対策
- ④ 自家発電機など電力の確保
- ⑤ 緊急物資の備蓄

⑥ 幹線林道の改設・改良

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失」を回避するための推進方針

- ① 消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保）

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

- ② 消防団への加入促進
- ③ 消防団員の技術力の向上
- ④ 消防力整備推進計画の策定

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針

- ① 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等
- ② 観光客への指定緊急避難場所、指定避難所の周知
- ③ 福祉避難所の指定

「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

- ④ 学校施設の防災機能強化の推進

「避難所外への避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ⑤ 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- ① 災害拠点病院の耐震化

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

- ② 災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

- ③ DMA T（災害派遣医療チーム）の配置等医療救護活動を迅速・効果的に行うための体制整備

最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

- ① 健康危機管理能力の向上
- ② 平時からの感染症予防対策

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

- ① 市の業務継続体制の強化

「市庁舎が倒壊する」ことを回避するための推進方針

- ② 市庁舎の耐震性の強化
- ③ 執務環境の整備

「市庁舎が停電する」ことを回避するための推進方針

- ④ 停電時の非常用電源の確保
- ⑤ 停電対応訓練の実施

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン、情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 国道13号、108号、398号及び湯沢横手道路等をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態

「災害時における緊急輸送道路ネットワークの寸断」を回避するための推進方針

- ① 幹線道路等の整備
(再掲) 2-2 (道路施設の老朽化対策)
(再掲) 2-3 (道路施設の防災対策)

「鉄道施設機能の停止」を回避するための推進方針

- ② 鉄道施設・設備の強化

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたる停電」を回避するための推進方針

- ① 電力施設・設備の強化
- ② 東北電力との協定の締結

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

- ③ 災害時における石油類燃料の確保 (秋田県石油商業協同組合)
- ④ 石油商業協同組合との協定の締結

「長期にわたる ガスの供給停止」を回避するための推進方針

- ⑤ LPガス協会との協定の締結
- ⑥ 幹線道路等の整備
(再掲) 2-2 (道路施設の老朽化対策)

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能の停止」を回避するための推進方針

- ① 水道施設の耐震化
- ② 水道施設の老朽化対策

最悪の事態 4-4 污水处理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道施設等の機能の停止」を回避するための推進方針

- ① 下水道施設等の耐震化
- ② 下水道施設等の老朽化対策

「農業集落排水施設の機能の停止」を回避するための推進方針

- ③ 農業集落排水施設の老朽化対策

「浄化槽の機能の停止」

- ④ 合併浄化槽の設置促進

「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ⑤ し尿処理施設等の耐震化

「廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ⑥ 災害廃棄物の処理対策

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機の全面停止」を回避するための推進方針

- ① 停電時の信号機滅灯対策

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたる電話、携帯電話の通信停止」を回避するための推進方針

- ① 電話施設・設備の強化
- ② 携帯電話設備の信頼性向上

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 大規模商業施設の損壊、火災、爆発等

「大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針

- ① 大規模商業施設の防災訓練の実施

最悪の事態 5-2 農業の停滞

「農業施設等の倒壊等」を回避するための推進方針

- ① 集出荷体制の見直し

最悪の事態 5-3 商工業、観光等の産業の停滞

「地域経済が停滞し、地域の活力が失われる」ことを回避するための推進方針

- ① 想定される災害リスクの把握と応急対策の想定
- ② 環境の変化に対応できる経営基盤の強化

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生

「防災施設の損壊等」を回避するための推進方針

河川・ダム・砂防関連施設の老朽化対策

(再掲) 1-2 (河川・ダム関連施設の老朽化対策)

(再掲) 1-3 (砂防関連施設の老朽化対策)

「ため池の決壊等」を回避するための推進方針

- ① ため池ハザードマップの整備
- ② ため池の長寿命化・耐震化の促進

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃による防災機能の低下」を回避するための推進方針

- ① 農業・農村の多面的機能の確保
- ② 農地・農業水利施設の保全管理
- ③ 森林整備の推進
- ④ 治山対策の推進

最悪の事態 6-3 有害物質の流出事故による環境汚染・風評被害等の回避

「油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害」を回避するための推進方針

- ① 事故対応マニュアルの策定
- ② 有害・危険物質対応訓練

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

- ① 災害対応に不可欠な建設業との連携
- ② 建設産業の担い手の育成・確保

「災害ボランティアの受け入れが滞る」ことを回避するための推進方針

- ③ 災害時受援計画の策定

最悪の事態 7-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時における地域コミュニティの減退」を回避するための推進方針

- ① 市民の災害対応力・自助力及び共助力の向上
- ② 自主防災組織の強化

2 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野

① 行政機能等

行政機能

○ 「多数の帰宅困難者等や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足」を回避するための推進方針

- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等【2-4①～②】
- ・ 福祉避難所の指定【2-4③】
- ・ 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援【2-4⑤】

○ 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」を回避するための推進方針

- ・ 市の業務継続体制の強化【3-1①】
- ・ 市庁舎の耐震性の強化【3-1②】
- ・ 執務環境の整備【3-1③】
- ・ 停電時の非常用電源の確保【3-1④】
- ・ 停電対応訓練の実施【3-1⑤】

情報通信

○ 「関係機関の情報が途絶した」ことを回避するための推進方針

- ・ 関係行政機関等による情報の共有体制の強化【1-5①】
- ・ 秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化【1-5②】

○ 「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

- ・ Jアラート等による情報伝達【1-5③】
- ・ 複数の情報伝達手段の整備等【1-5④】
- ・ 秋田県河川砂防情報システムによる情報提供【1-5⑤】

訓練・普及啓発

○ 「避難の遅れによる死傷者の発生」を回避するための推進方針

- ・ 地震発生直後の近隣住民による共助【1-1⑥】
- ・ 住宅用火災警報器の設置【1-1⑧】
- ・ 消火器の設置、消火訓練【1-1⑨】
- ・ 自主防災活動の充実・強化【1-6①】
- ・ 自主防災アドバイザーの派遣【1-6②】

- ・ 学校における防災教育の充実【1-6③】
- 「災害ボランティアの受け入れが滞る」を回避するための推進方針
 - ・ 災害受援計画の策定【7-1③】

警察

- 「信号機の全面停止等による重大交通事故の多発」を回避するための推進方針
 - ・ 停電時の信号機減灯対策【4-5①】

消防

- 「消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失」を回避するための推進方針
 - ・ 消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保）【2-3①】
- 「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 消防団員の加入促進【2-3②】
 - ・ 消防団員の技術力の向上【2-3③】
 - ・ 消防力整備推進計画の策定【2-3④】

② インフラ・住環境等

- 「耐震性の低い住宅・建築物等の倒壊」を回避するための推進方針
 - ・ 住宅の耐震化【1-1①】
 - ・ 公共特定建築物の耐震化【1-1②】
 - ・ 学校の耐震化【1-1③】
 - ・ 社会福祉施設等の耐震化【1-1④】
 - ・ 空き家対策【1-1⑤】
- 「家具類の転倒」を回避するための推進方針
 - ・ 家具の固定など室内安全対策の推進【1-1⑦】
- 「住宅火災に気づかない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 住宅用火災警報器の設置の推進【1-1⑧】
- 「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 雪下ろし事故防止対策の推進【1-4④】
- 「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 学校施設の防災機能強化の推進【2-4④】
- 「上水道機能の停止」を回避するための推進方針
 - ・ 水道施設の耐震化【4-3①】

- 「下水道施設等の機能の停止」を回避するための推進方針
 - ・ 下水道施設等の耐震化【４－４①】
 - ・ 下水道施設等の老朽化対策【４－４②】
- 「浄化槽の機能停止」を回避するための推進方針
 - ・ 合併浄化槽の設置促進【４－４③】
- 「災害時における地域コミュニティ機能の減退」を回避するための推進方針
 - ・ 市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上【７－２①】
 - ・ 自主防災組織の強化【７－２②】

③ 保健医療・福祉

- 「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害拠点病院の耐震化【２－５①】
- 「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備【２－５②】
- 「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・ DMATの配置等医療救護活動体制の整備【２－５③】
- 「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 健康危機管理能力の向上【２－６①】
 - ・ 平時からの感染症予防対策【２－６②】

④ 産業・エネルギー・情報通信

- 「大規模かつ長期にわたる停電」を回避するための推進方針
 - ・ 電力施設・設備の強化【４－２①】
- 「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害時における石油類燃料の確保（秋田県石油商業協同組合）【４－２②】
- 「ガスの供給の停止」を回避するための推進方針
 - ・ LPガス協会との協定締結【４－２③】
- 「長期にわたる電話、携帯電話の通信停止」を回避するための推進方針
 - ・ 電話施設・設備の強化【４－６①】
 - ・ 携帯電話設備の信頼性向上【４－６②】
- 「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 企業における業務継続体制の強化【５－３②】

- 「大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針
 - ・ 大規模商業施設の防災訓練の実施【5-1①】
- 「地域経済が停滞し、地域の活力が失われる」ことを回避するための推進方針
 - ・ 想定される災害リスクの把握と応急対策の想定【5-3①】
 - ・ 環境の変化に対応できる経営基盤の強化【5-3②】

⑤ 国土保全・交通・物流

- 「河川堤防など構造物の損傷」を回避するための推進方針
 - ・ 河川改修等の治水対策【1-2①】
 - ・ 河川・ダム関連施設の老朽化対策【1-2②】
- 「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針
 - ・ 避難勧告等の発令基準等の策定【1-2③】
- 「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
 - ・ 土砂災害対策施設の整備【1-3①】
 - ・ 砂防関連施設の老朽化対策【1-3②】
 - ・ 土砂災害警戒区域等の指定・公表【1-3③】
 - ・ 土砂災害ハザードマップの作成・周知【1-3④】
 - ・ 避難勧告等判断マニュアルの策定（土砂災害）【1-3⑤】
 - ・ 火山防災マップの作成・周知【1-3⑧】
- 「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針
 - ・ 道路除雪等による冬期の交通確保【1-4①】
- 「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 避難勧告等の判断マニュアルの策定【1-5⑥】
（再掲）1-4（土砂災害）
- 「備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食糧・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 共同備蓄物資の計画的な整備等【2-1①】
 - ・ 民間事業者との物資調達協定の締結【2-1②】
- 「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 住民・自主防災組織による備蓄の促進【2-1③】
 - ・ 避難所への備蓄の促進【2-1④】
 - ・ 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結【2-1⑤】

- ・ 物資集積拠点の指定【2-1⑥】
- ・ 物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用【2-1⑦】
- ・ 国や他都道府県等との連携【2-1⑧】
- 「**孤立地区の被害状況を把握できない**」ことを回避するための推進方針
 - ・ 通信手段の確保【2-2①】
- 「**孤立状態が解消できない**」ことを回避するための推進方針
 - ・ 孤立予防対策【2-2】
 - （再掲）1-2（河川改修等の治水対策）
 - （再掲）1-3（土砂災害対策等施設の整備）
 - ・ 道路施設の老朽化対策【2-2②】
 - ・ 道路施設の防災対策【2-2③】
 - ・ 自家発電機など電力の確保【2-2④】
 - ・ 緊急物資の備蓄【2-2⑤】
 - ・ 幹線林道の改設・改良【2-2⑥】
- 「**災害時における緊急輸送道路ネットワーク等の寸断**」を回避するための推進方針
 - ・ 幹線道路等の整備【4-1①】
 - （再掲）2-2 道路施設の老朽化対策
 - （再掲）2-2 道路施設の防災対策
- 「**鉄道施設機能の停止**」を回避するための推進方針
 - ・ 鉄道施設・設備の強化【4-1②】
- 「**防災施設の損壊等**」を回避するための推進方針
 - （再掲）1-2（河川・ダム関連施設）
 - （再掲）1-3（砂防関連施設）
- 「**農地森林等の荒廃による防災機能の低下**」を回避するための推進方針
 - ・ 治山対策の推進【6-2④】
- 「**災害時に建設事業者の協力が得られない**」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害対応に不可欠な建設業との連携【7-1①】
 - ・ 建設産業の担い手の育成・確保【7-1②】

⑥ 農林業・環境

- 「農業施設等の倒壊等」を回避するための推進方針
 - ・ 農林水産業生産基盤の耐震化【5-2①】
- 「ため池の決壊等」を回避するための推進方針
 - ・ ため池ハザードマップの整備【6-1①】
 - ・ 農業用ため池の整備【6-1②】
- 「農地・森林等の荒廃による防災機能の低下」することを回避するための推進方針
 - ・ 森林整備の推進【6-2③】
- 「油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害」することを回避するための推進方針
 - ・ 有害・危険物質対応訓練【6-3①】
 - ・ 国内外への情報発信【6-3②】
- 「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・ し尿処理施設の耐震化【4-4④】
- 「廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害廃棄物の処理対策【4-4⑤】

(2) 横断的分野

「個別施策分野」ごとに整理した各施策のうち、国の基本計画及び県の地域計画を参考に、本市の横断的分野「地域づくり・リスクコミュニケーション」、「老朽化対策」の該当する施策を再掲します。

① 地域づくり・リスクコミュニケーション

ハザードマップ・避難勧告等の発令基準の策定

(河川氾濫)

- ・ 避難勧告等の判断マニュアルの策定【1-2③】

(土砂災害)

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定・公表【1-3③】
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成・周知【1-3④】
- ・ 避難勧告等の判断マニュアルの策定（土砂災害）【1-3⑤】
- ・ 火山防災マップの作成・周知【1-3⑧】

自助・共助（自主防災組織、防災訓練、備蓄等）

- ・ 自主防災活動の充実・強化【1-6①】
- ・ 自主防災アドバイザーの派遣【1-6②】
- ・ 学校における防災教育の充実【1-6③】
- ・ 住民・自主防災組織による備蓄の促進【2-1③】
- ・ 避難所等への備蓄の促進【2-1④】

消防団

- ・ 消防団への加入促進【2-3②】
- ・ 消防団員の技術力の向上【2-3③】

コミュニティ

- ・ 通信手段の確保【2-2①】 ※孤立地区対策
- ・ 自家発電機など電力の確保【2-2④】 ※孤立地区対策
- ・ 緊急物資の備蓄【2-2⑤】 ※孤立地区対策
- ・ 市民の災害対応力・自助力及び共助力の向上【7-2①】

② 老朽化対策

各施設の老朽化対策

- ・ 河川・ダム関連施設【1-2②】
- ・ 砂防関連施設【1-3②】
- ・ 道路施設【2-2②】
- ・ ガス施設【4-2③】
- ・ 水道施設【4-3①】
- ・ 下水道施設【4-4①】
- ・ 農業用ため池【6-1②】
- ・ 農地農業水利施設【6-2②】

第4章 計画の推進・進捗管理

1 施策の重点化

限られた資源の中で、本市の国土強靱化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要です。本市では、国の基本計画等を参考に、次のとおり「施策重点化の視点」を定めました。

【施策重点化の視点】

① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか

2 重点施策の選定【STEP 5】

第2章「脆弱性評価結果のポイント」及び上記「施策重点化の視点」を踏まえ、第3章でとりまとめた「推進方針」から、「起きてはならない最悪の事態ごと」に重点施策を選定しました。

本計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が図られますが、本計画においても、重点施策を中心に「取組内容」と「重要業績指標」の両面から進捗管理を行っていきます。

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

(1) **大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生**等を回避するため、住民の耐震化の必要性や耐震診断・耐震化改修支援制度の周知に努め、住宅や公共特定建築物等の耐震化を向上させる必要があります。

① 本市における住宅の耐震化率は61.5%（H25時点）と、秋田県全体の70.8%と比較して耐震化が遅れている状況であり、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を継続して実施するほか、火災からの逃げ遅れによる死者等の増加や大規模な延焼を防ぐため、消防と連携し住宅用火災警報器や消火器の設置促進の普及啓発に取り組みます。【施策分野：インフラ・住環境】

② 公共特定建築物、学校施設について、耐震化は実施しているが、利用者の安全確保はもちろん災害時の避難所としての利用を想定し、今後も適切な維持

修繕に努めます。【施策分野：インフラ・住環境】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
住宅の耐震化率	H25 61.5%	R 7 95%
公共特定建築物の耐震化	98%	100%
学校施設の耐震化率	100%	100%
住宅用火災警報器の設置率	77%	85%
消火器の設置の推進、消火訓練の実施	—	10%
文化財（公開）施設の耐震化率	0%	50%

(2) **集中豪雨等による長期的な市街地等の浸水**を回避するため、河川改修等の治水対策に加え必要な排水路等の整備を行うとともに、避難勧告等の判断マニュアル（河川氾濫）については、必要に応じて見直しを行います。

- ① 国県管理の河川・ダム関連施設については、同盟会活動及び地元団体への支援を行い、整備が促進されるよう国県への要望活動を展開します。市管理の河川・排水路等についても、過去に浸水のあった箇所の優先整備等により、より一層対策を推進します。【施策分野：国土保全・交通・物流】
- ② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準等を含む「避難勧告等の判断マニュアル（河川氾濫）」について、今後、国の指針等の改訂などがあった場合、見直しをするとともに、災害発生の前段階における早めの対応による被害の最小化を図るため、台風等を踏まえたタイムラインの修正を必要に応じて行います。【施策分野：国土保全・交通・物流】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
国県市管理河川整備率	100%	維持
避難勧告等の判断マニュアル（河川氾濫）の策定	策定済	見直し
避難確保計画の策定率	85.4%	100%
避難訓練の実施率	—	100%

(3) **大規模な土砂災害、火山噴火等による死傷者の発生**の回避や家屋の保護のため、県に働きかけ土砂災害対策施設の整備や土砂災害警戒区域の指定・公表の促進のほか、市では土砂災害ハザードマップの作成・周知を継続的に取り組むとともに、避難勧告等の判断マニュアル（土砂災害）については、必要に応じて見直しを行います。

- ① 土砂災害対策施設の整備や土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を促進し、県が行う調査にあわせて、土砂災害ハザードマップの作成周知を行います。【施策分野：国土保全・交通・物流】
- ② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断マニュアル」（土砂災害）について今後、国の指針等の改訂などがあった場合、見直しを行います。【施策分野：国土保全・交通・物流】
- ③ 栗駒山火山防災協議会に参加するとともに、火山防災マップの作成・周知を行います。【施策分野：国土保全・交通・物流】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
土砂災害警戒区域等指定率	100%	100%
避難勧告等の判断マニュアル（土砂災害）の策定	策定済	見直し
避難確保計画の策定率	88.9%	100%
避難訓練の実施率	—	100%

(4) **暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**を回避するため、計画的な雪寒施設整備や道路除雪等により冬期の交通確保を図るほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発を図ります。また、冬期間の幹線水路や河川の巡視を継続し、閉塞による浸水被害や雪寒施設の機能停止の未然防止を図ります。

- ① 雪寒設備の整備・長寿命化を図りながら、各道路管理者が相互に連携のうえ除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保を図ります。また、冬期間の幹線水路や河川の巡視を継続し、閉塞による浸水被害や雪寒施設の機能停止の未然防止を図ります。さらに、県と合同で雪崩パトロールを実施し、

防災対策に努めます。【施策分野：国土保全・交通・物流】

- ② 屋根の雪下ろしなど除排雪作業中の安全対策の徹底について、普及啓発を図ります。【施策分野：インフラ・住環境】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
雪寒施設整備（防護柵）	5.0Km	6.0km
雪寒施設整備（流雪溝）	61.9Km	63.0km
除雪実施計画の見直し	実施	継続
湯沢大堰、白子川・松沢川パトロール	実施	継続
雪崩パトロール	実施	継続
雪下ろし講習会	実施	継続

- (5) **情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**を回避するため、県、市、防災関係機関において、「秋田県総合防災情報システム」、「Jアラート」などによる迅速・確実な情報伝達体制や情報共有体制の強化を図るほか、防災行政無線や登録制メールの情報伝達手段に加え、SNS等による効果的な情報伝達手段の構築等を自主防災組織と連携し推進します。

- ① 県総合防災課（県災害対策本部）と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成27年4月運用開始）の確実な運用のため、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野：行政機能等】
- ② 県をはじめとする関係機関との複数の情報伝達手段の確保と併せて「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」に基づき、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した住民向けの情報伝達手段の整備について、検討します。【施策分野：行政機能等】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
システム等の操作訓練の定期実施	実施	維持
複数の情報伝達手段の整備	防災行政無線 整備中	R2末 運用開始

- (6) **防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**を回避するため、自主防災組織活動の充実強化や学校における防災教育の充実を図ります。
- ① 地域住民の自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織の結成や活動の強化を働きかけていきます。【施策分野：行政機能等】
- ② 児童生徒が災害発生時に自ら生命・身体を守行動ができるよう、また防災意識や自助の重要性を認識できるよう、学校における防災教育を推進します。【施策分野：行政機能等】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
自主防災組織率	22.7%	50.0%
自主防災アドバイザーの派遣回数	0回	年1回
防災訓練等を実施する学校の割合	100%	維持

目標2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

- (1) **被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**を防ぐため、県と連携し、共同備蓄物資の計画的な更新をする必要があるほか、民間事業者等との物資調達協定の締結や災害時の物資集積拠点の指定など、大規模災害時の物資調達に必要な取組を推進します。
- また、平成28年4月に発生した熊本地震等における災害物流の検証等を受けて、国からの物資の受け入れ手法などについてのマニュアルの策定を行います。
- ① 県と市の「共同備蓄物資」について備蓄目標量は達成しており、今後は、賞味期限のある食糧・飲料水等の計画的な更新を推進します。【施策分野：国土保全・交通・物流】
- ② 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結を進めます。【施策分野：⑤国土保全・交通・物流】
- ③ 大規模災害時に救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う「物資集積拠点」の指定を検討します。【施策分野：国土保全・交通・物流】
- ④ 「物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアル」を策定し、物資輸送訓練の実施をします。【施策分野：国土保全・交通・物流】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
県との共同備蓄	100%	維持
公共施設を物資集積拠点として指定	2箇所	6箇所
救援物資の調達・輸送・供給マニュアルの策定	未策定	R3 策定

(2) **多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を回避**するため、孤立するおそれのある地区の備蓄物資・電力・通信手段の確保などの予防対策を推進します。

① 道路バイパスの整備や土砂災害危険箇所における危険防止対策等の整備を促進するほか、市では幹線道路の橋梁等の計画的な維持修繕に努めます。

【施策分野:国土保全・交通・物流】

② 孤立するおそれのある地区への物資の備蓄、自家発電機器、通信手段の確保等の予防対策を働きかけます。【施策分野:国土保全・交通・物流】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
道路のり面災害対策施設の整備	長寿命化計画 未策定	長寿命化計画 策定
道路の橋梁等の計画的な維持修繕計画	策定済	見直し
一定要件林道の改良・舗装	舗装率:32.5% 法面改良:0箇所	舗装率:40.0% 法面改良:3箇所

(3) **消防等の被災等による救助・救急活動の停滞を回避**するため、消防施設の耐震化や非常用電源の確保等の対策を促進します。

また、減少傾向にある消防団員の確保のため、消防団への加入促進に向けた取組を推進します。

① 消防本部・消防署の耐震化、非常用発電機の設置等により、災害時の消防機能の維持が可能となる対策を促進し、必要に応じて防火水槽・消火栓の新設について検討します。【施策分野:行政機能等】

② 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため広報活動

を行うほか、消防団協力事業所の認定促進等を市内事業所等に働きかけます。 【施策分野：行政機能等】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
消防団員数の条例定数充足率	91.02%	維持
消防団協力事業所数の向上	14 事業所	16 事業所
消防学校教育訓練受講者数	10 名	10 名
消防力整備推進計画の策定	策定済	見直し・修正

(4) **多数の帰宅困難者や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足**を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所施設の名称・位置等について、周知を図るほか、観光客向けには、避難所等を記載したパンフレット等の配布について観光協会との連携により、推進します。

① 改正災害対策基本法に基づく「指定緊急避難場所」、「指定避難所施設」については、指定済みであり、施設名称・位置等について周知を図るとともに、市職員・施設管理者・自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営ができるよう避難所運営マニュアルによる協力体制の構築を推進します。

【施策分野：行政機能等】

② 一般の避難所では生活が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者に対応するための福祉避難所については、指定をしているが、開設・運営が迅速にできるよう福祉避難所運営マニュアルの策定をします。 【施策分野行政機能等】

③ 指定避難所施設として有効に活用するため、学校施設等における避難所機能強化を推進するとともに、要配慮者に対する事前の部屋割りも検討します。

【施策分野：行政機能等】

④ 大規模災害時において指定された避難所以外に滞在を余儀なくされる被災者の把握等について、消防団や自主防災組織と連携をし取組みます。

【施策分野：行政機能等】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
指定緊急避難場所・指定避難所施設の指定	112 箇所	維持
福祉避難所の指定数	15 箇所	維持
福祉避難所運営マニュアルの策定	未策定	R 2 策定

(5) **医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺を回避**するため、被災地における円滑な医療救護活動のための体制の構築等を推進します。

- ① 災害拠点病院や調剤薬局等における医薬品等の常用備蓄のほか、今後も、災害時の緊急医薬品・医療機器の流通備蓄を行います。【施策分野：保健医療・福祉】
- ② 災害時の迅速な救命医療や避所等における診療活動に関する調整業務を迅速に行います。【施策分野：保健医療・福祉】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
雄勝中央病院の耐震化	耐震化済	維持
雄勝中央病院のBCP（業務継続計画）の策定	策定済	見直し

(6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生を回避するため、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進します。

- ① 避難所における感染症の発生・まん延を防止するため、保健所等と連携し、衛生・防疫体制の強化のための研修会等を実施します。【施策分野：保健医療・福祉】
- ② 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を実施します。また平時からの予防接種に努めるよう市民に周知します。【施策分野：保健医療・福祉】

《指 標》		
重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
感染症まん延防止対策等に関する研修会の実施	未実施	年1回の開催
麻しん・風しん混合ワクチン接種率	90.1%	95.0%
BCGワクチン接種率	91.8%	95.0%
高齢者のインフルエンザワクチン接種率	58.0%	70.0%

目標3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(1) **行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下を回避**するため、市は大規模災害時における「湯沢市業務継続計画」を策定し、課室等ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにしているが、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について組織体制の変更等を踏まえ、適宜見直しを図っていくとともに臨機の適切な対応を可能とするため、研修等も行っていきます。

① 行政機関の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に影響することから、レジリエンスの観点からも極めて重要であり、市有施設の適切な維持に努めます。【施策分野：行政機能等】

② 停電対応訓練の実施を含め、非常時優先業務を継続するための手順確認と、その習熟を図ります。【施策分野：行政機能等】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
BCPの策定	策定済	見直し
庁舎に自家発電装置及び蓄電池の設置	本庁舎のみ 設置済	維持
停電対応訓練の実施	未実施	R3 実施
公共施設再編計画策定	作成中	R2 策定

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(1) **国道 13 号、108 号、398 号及び湯沢横手道路をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態を回避**するため、道路、鉄道等の各施設について、計画的な整備および老朽化対策を促進します。

① 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、国県管理の幹線道路について、計画的な整備・維持が促進されるよう要望活動を展開します。【施策分野：国土保全・交通・物流】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
高規格幹線道路の未整備区間の早期実施	要望活動実施	継続
国県管理道路の計画的な管理	要望活動実施	継続
橋梁等の長寿命化計画	策定済	継続

(2) **電気、石油、ガスの供給機能の停止を回避**するため、ライフライン事業者による関連施設の耐震化等の予防対策を要請するほか、災害時における石油類燃料の確保について、業界団体等との協力体制の強化に向けた取組を推進します。

① 石油類燃料の確保にあたっては、業界団体との協定に基づき、災害時を想定した燃料提供要請訓練の実施等により、協力体制の強化を図ります。【施策分野：産業・エネルギー・情報通信】

② LPガスの供給については、LPガス協会との協定を締結するほか、運搬する幹線道路の老朽化対策を推進します。【施策分野：交通・エネルギー・情報通信】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
燃料提供要請訓練の実施	防災訓練実施	継続
秋田県LPガス協会との協定締結	締結済	維持

(3) **上水道等の長期間にわたる機能停止を回避**するため、施設の老朽化対策と併せ、計画的な耐震化を推進します。

① 地域防災拠点に対する供給ルートなどの重要幹線から優先的に、施設の老朽化対策と耐震化を推進します。【施策分野：インフラ住環境等】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
上水道の老朽化対策及び耐震化	25.2%	28.0 %
上水道施設BCP（業務継続計画）策定	未策定	策定

(4) **汚水処理施設等、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止を回避**するため、下水道施設、し尿処理施設等の計画的な耐震化・老朽化対策・洪水等を考慮した耐水対策、合併浄化槽への転換促進等を推進するほか災害廃棄物対応への体制について構築を図ります。

① 下水道施設等については、地震対策上重要な施設の耐震化と、洪水等を考慮した耐水性を検討するとともに、計画的な老朽化対策を推進するため、下水道ストックマネジメント計画の策定を進めます。【施策分野：インフラ住環境等】

② 農業集落排水施設については、老朽化の進行に伴い、機能診断を実施するとともに、施設統合やダウンサイジングを視野に入れた機能保全構想の策定を進めます。【施策分野：インフラ住環境等】

③ 発災後、住宅からの生活排水を速やかに排除するため、下水道整備とあわせ、合併浄化槽の設置を促進します。【施策分野：インフラ住環境等】

④ し尿処理施設の耐震化や洪水等を考慮した耐水性の検討、非常用電源の設置や燃料の備蓄、薬品・希釈水確保などの対策など、災害時に自立稼働する体制の構築を促進します。【施策分野：農林・環境】

⑤ 他市町村との支援調整や仮置き場の確保等、発生する災害廃棄物対応への体制や運用方針を定めるため、マニュアル等の策定をします。【施策分野：農林・環境】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
下水道ストックマネジメント計画策定	未策定	R 3～R 6 策定
下水道等施設BCP(業務継続計画)策定	策定済	見直し
循環型社会形成推進事業(浄化槽設置整備事業)	46件/年	60件/年
廃棄物処理関係マニュアル等の策定	策定済	見直し

- (5) **信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を回避**するため、信号機電源付加装置の整備を促進します。【施策分野；行政機能等】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
自動起動型信号機電源付加装置の整備促進	3基	維持
電池式信号機電源付加装置の整備促進	2基	維持

- (6) **電話・携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止を回避**するため、民間事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請し、市では指定避難所(福祉避難所含む)に特設公衆電話の設置を行います。【施策分野：産業・エネルギー・情報通信】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
指定避難所(福祉避難所含む)への特設公衆電話の設置	68.8%	維持

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

(1) **大規模商業施設の損壊、火災、爆発等を回避**するため、大規模商業施設での防災訓練の実施により災害時の対応の強化について推進します。

- ① 商業施設ごとの防災訓練を実施し、災害時の初動対応、緊急点検、消火放水、避難等の必要な措置の習熟を図るよう働きかけます。【施策分野：産業・エネルギー・情報通信】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
関係機関・自主防災組織による合同訓練	未実施	年1回 実施

(2) **農業の停滞を回避**するため、生産流通過程に係る見直しを促進します。

- ① 食品産業従事者及び関連産業事業者との連携、協力体制の拡大とともに基幹施設を中心とした生産流通過程に係る集出荷体制の見直しを促進します。

【施策分野：農林業・環境】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
BCPの策定	未策定	策定

(3) **商工、観光等の産業の停滞を回避**するため、被災後の早期復旧や経営の再開に向けた取り組みの推進と宿泊施設等の耐震化を促進します。

- ① 事業継続力強化支援計画（BCP）の策定を推進し、策定作業を通じ企業の社会的責任を再確認するとともに、ハード・ソフトともに事前の対策を講じます。【施策分野：産業・エネルギー・情報通信】
- ② 商工会議所、商工会、金融機関の他、ゆざわ-Bizや各分野の専門家などの支援を受けながら、経営革新による超回復が可能となる経営基盤をつくりまします。【施策分野：産業・エネルギー・情報通信】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
事業継続力強化支援計画(BCP)の策定	未実施	策定数 2

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

(1) **ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生を回避**

するため、防災重点ため池のハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を促進します。

- ① 防災重点ため池について県と連携を取りながら、ハザードマップ周知をするとともに、老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池について、管理者からの申請により原材料・重機借上料を助成し、補修・補強等の施設の維持管理及び長寿命化を支援します。また、それらで対応できないような場合には県営事業による対応を検討します。（※防災重点ため池の耐震化は、県において耐震性能等の詳細調査を順次実施し、その結果に基づき、耐震化が必要なため池の耐震化工事を順次実施する方針）【施策分野：農林業・環境】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
農業用ため池ハザードマップの作成	11か所策定済	R 4 まで残 4 か所を策定
老朽ため池の補修・補強等の支援（管理者（改良区を除く）への原材料・重機借上料の助成）	実績なし	ため池については全申請助成予定

(2) **農地・森林等の荒廃による被害の拡大を回避**するため、農地・農業水利施設及び林道施設の保全管理や森林整備、治山対策を推進します。

- ① 農業・農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業施設の維持、保全活動を支援します。【施策分野：農林業・環境】
- ② 基幹的農業水利施設について、機能診断により劣化状況把握に努め、施設の長寿命化対策を促進します。
- ③ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、森林組合等と連携をし、間伐等の実施を推進するとともに自然と共生した多様で健全な森林づくりを推進します。【施策分野：農林業・環境】
- ④ 荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備促進とともに、山地災害危険地区の周知を進めます。【施策分野：農林業・環境】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
人工林間伐面積	3,920ha	5,114ha
林業用路網整備	—	林業専用道利用 区域 139ha

(3) **油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害を回避**するため、関係機関と連携した訓練を実施するとともに、事故対応マニュアルの策定をします。

- ① 河川等において、油・有害物質等の流出事故が発生した場合に、防除・回収作業を的確に実施するため、国・県の関係機関と連携し、訓練を行うとともに、対応マニュアルを策定します。【施策分野：農林業・環境】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
有害・危険物対応訓練	河川国道事務所主催で 年1回実施	継続実施
有害・危険物流出事故対応マニュアル	未実施	R3策定予定

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(1) **復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避**するため、災害発生時の復旧・復興やインフラの老朽化対策等の担い手となる建設産業従事者の育成・確保を図ります。

- ① 災害時における応急対策業務など応援活動に関する協定を締結している秋田県建設業協会との連携を強化するほか、建設産業従事者の育成・確保に向けた取組を推進します。【施策分野：国土保全・交通・物流】
- ② ボランティアの受け入れ体制等を円滑に行うため「災害受援計画」を策定しており、湯沢市社会福祉協議会と連携した訓練等の実施により、受入体制等の充実を図ります。【施策分野：行政機能等】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
秋田県建設業協会との協定締結	策定済	維持
ボランティア受入計画に基づく訓練等	防災訓練で 実施	実動・凶上 訓練の実施

(2) **地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避**するため、平時から「自助」、「共助」の取り組みについて地域で推進するよう自主防災組織に働きかけます。

- ① 行政による「公助」では一定の限界がある為、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組みを推進するよう講習会等により自主防災組織に働きかけます。【施策分野：行政機能等】
- ② 地域の防災力を高めるため、地域防災リーダーである防災士の資格取得を自主防災組織に働きかけます。【施策分野：行政機能等】

《指 標》

重点化施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)
自主防災組織の防災訓練	年1回以上実 施	継続実施
防災士の会	R2年度発足	活動維持

3 推進体制と不断の見直し

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等を踏まえ、進捗状況を把握しながら、国・県の関係機関、民間事業者・団体等と連携して本計画を着実に推進するものとします。

また、関係機関・団体からも意見を聴取しながら、必要に応じて施策や指標等の見直し等も適宜行うこととします。

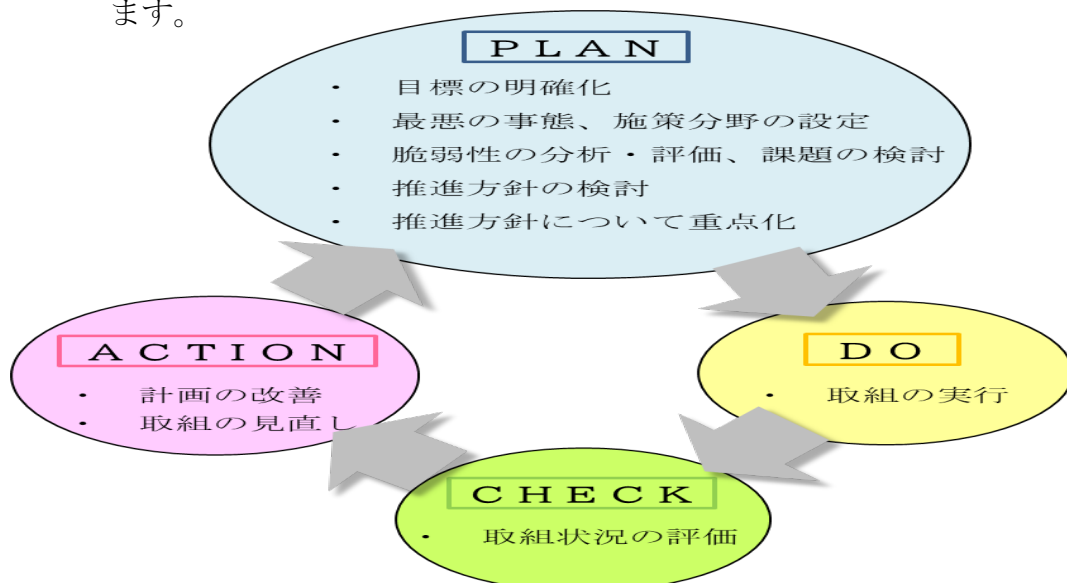
本計画の推進期間は、本市の将来像を見据えつつ令和2年度から令和6年度までの5箇年とし、各施策の進捗状況や目標の達成状況の検証を行うなど、PDCAサイクルにより、本計画を推進します。

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化し計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

本市の国土強靱化に関わる各種計画等においては、本計画を指針とし、適時所要の検討を加えるものとします。

具体的な取り組みの推進と進行管理

第3章 湯沢市国土強靱化の推進方針に記載の項目について計画的に推進するために、「現状の脆弱性評価」を用い、1年ごとに進行管理や評価を行います。



（別紙 1） 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性の評価結果

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【想定】 耐震性の低い住宅・建築物等の倒壊

（住宅の耐震化）【都市計画課】

① 災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化が必要である。

（公共特定建築物の耐震化）【各所管課】

② 公共特定建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定され、これらの建築物の利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。

（学校の耐震化）【教育総務課】

③ 学校の耐震化は、児童生徒の安全性の確保や 災害時の避難所としての利用を図るため、取組を推進する必要がある。

（社会福祉施設等の耐震化）【福祉課・子ども未来課・長寿福祉課・健康対策課】

④ 社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、その耐震化を促進する必要がある

（空き家対策）【くらしの相談課】

⑤ 所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、衛生・景観上の問題のほか、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されることから、市による適切かつ円滑な対応を推進する必要がある。

（地震発生直後の近隣住民による共助）【総務課】

⑥ 本市の自主防災組織の設置率は約22%であるが、更なる組織力の充実を図るために自主防災組織の訓練実施率を高めていくとともに、防災リーダーの養成を図りながら自主防災組織のレベルアップを図り、災害対応力の向上につなげる。また、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。

【想定】 家具類の転倒

（家具の固定など 室内安全対策の推進）【総務課】

⑦ 家具の固定など家庭における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難も可能となることから、積極的な普及啓発に取り組む必要がある。

【想定】 住宅火災に気づかない

(住宅用火災警報器の設置) 【総務課】

⑧ 住宅用火災警報器の設置は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、市は、消防本部と連携して設置促進を図る必要がある。

(消火器の設置、消火訓練の実施) 【総務課】

⑨ 消火器の設置は、火災発生時の初期消火のため必要であり、併せて定期的な訓練の実施も必要不可欠である。

【重要業績指標】

・ 住宅の耐震化率	H25 時点 61.5%	【都市計画課】
・ 公共特定建築物の耐震化率	R 2 時点 98%	【各所管課】
・ 学校施設の耐震化率	R 2 時点 100%	【教育総務課】
・ 自主防災組織率	R 2 時点 22.7%	【総務課】
・ 住宅用火災警報器の設置率	R 2 時点 77%	【総務課】
・ 住宅用消火器の設置率	R 2 時点 ー %	【総務課】
・ 文化財（公開）施設の耐震化率	R 2 時点 0 %	【生涯学習課】

最悪の事態 1－2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【想定】 河川堤防など構造物の損傷

(河川改修等の治水対策) 【建設課】

① 洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を実施しており、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を進める必要がある。

(河川・ダム関連施設の老朽化対策) 【建設課】 【農林課】

② 河川及びダム関連施設の長寿命化計画を策定し、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策を進める必要がある。

(避難勧告等の判断基準等の策定) 【総務課】

③ 市は、国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断マニュアル」（河川氾濫）を策定する必要がある。

【重要業績指標】

・ 国県管理河川・ダム関連施設整備（雄物川、成瀬ダム）	R 2 時点 要望活動実施	【建設課】
-----------------------------	---------------	-------

・ 市管理河川の維持管理・点検計画の策定	R 2 時点 実施済	【建設課】
・ 年1回の河川施設点検・パトロールの実施	R 2 時点 実施済	【建設課】
・ 避難勧告等の判断マニュアルの策定（河川氾濫）	R 2 時点 策定済	【総務課】

最悪の事態 1－3 大規模な土砂災害、火山噴火等による死傷者の発生

【想定】 土石流や崖崩れに巻き込まれる

（土砂災害対策施設の整備） 【建設課】

① 土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、県では土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所等に土砂災害防止施設の整備を進めており、要配慮者利用施設や重要な公共施設等から優先的に整備を促進する必要がある。

（砂防関連施設の老朽化対策） 【建設課】

② 県の砂防関連施設の長寿命化計画を基に、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策の促進をする必要がある。

（土砂災害警戒区域等の指定・公表） 【総務課】

③ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を促進する必要がある。

（土砂災害ハザードマップの作成・周知） 【総務課】

④ 土砂災害防止法に基づく 土砂災害危険区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、避難場所等を周知する必要がある。

（避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害）） 【総務課】

⑤ 国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断マニュアル」（土砂災害）を策定する必要がある。

（火山防災マップの作成・周知） 【総務課】

⑥ 栗駒山の噴火に伴う火火山防災マップを作成し、避難場所等を周知する必要がある。

【重要業績指標】

・ 土砂災害警戒区域等指定率	R 2 時点 100%	【総務課】
・ 避難勧告等の判断マニュアル（土砂災害）の策定		

	R 2 時点 策定済	【総務課】
・ 火山防災マップの作成	R 2 時点 未作成	【総務課】

最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

【想定】 道路が雪で交通不能になる

(道路除雪等による冬期の交通確保) 【建設課】

- ① 各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通を確保する必要がある。
- ② 除雪機械の更新等による除雪体制の確保が必要である。
- ③ 雪崩予防柵・防護柵等の雪害対策施設の計画的な整備・更新による安全・安心な交通環境の確保が必要である。

【想定】 雪下ろしによる死傷者が多数発生する

(雪下ろし事故防止対策の推進) 【総務課】

- ④ 市では除排雪作業中の安全対策の徹底について周知を図っているものの、雪下ろし中の事故は発生しているため、事故防止に向けて安全対策の効果的な普及啓発を図る必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 雪寒施設の整備・長寿命化 【建設課】
(防雪柵の整備) R 2 時点 5.0 km
(流雪溝の整備) R 2 時点 61.9 km
- ・ 除雪実施計画の見直し R 2 時点 実施 【建設課】
- ・ 湯沢大堰、白子川・松沢川パトロールの実施 R 2 時点 実施 【建設課】
- ・ 雪崩パトロールの実施 R 2 時点 実施 【建設課】
- ・ 雪下ろし講習会の実施 R 2 時点 実施 【総務課】

最悪の事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】 関係機関の情報が途絶した

(関係行政機関等による情報共有体制の強化) 【総務課】

- ① 災害時には、市・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有が必要不可欠であり、被害の軽減や迅速な応急・救助が図られるよう、今後も連絡体制を強化する必要がある。

(秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化) 【総務課】

- ② 県総合防災課（県災害対策本部室）と市町村、消防本部、自衛隊、地域振興局など県機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成27年度運用開始）により、情報伝達体制の強化を図る必要がある。

【想定】 住民へ情報伝達ができない

(Jアラート等による情報伝達) 【総務課】

- ③ 地域住民に災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、「全国瞬時警報システム」（Jアラート）を市では導入済みであるが、定期的な運用試験等により確実な受信・伝達に努める必要がある。

(複数の情報伝達手段の整備等) 【総務課】

- ④ 市による住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メールなど多様化が進められている。また、市は、多様な情報伝達手段の確保と合わせて、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した情報伝達手段の整備を図る必要がある。

(秋田県河川砂防情報システムによる情報提供) 【総務課】

- ⑤ 市は、「秋田県河川砂防情報システム」を活用し、土砂災害危険度等の情報を提供するとともに、避難勧告等の発令判断に資する。

(避難勧告等の発令基準等の策定) 【総務課】

(再掲) 1-2 (避難勧告等の判断基準等の策定(河川氾濫))

市は、国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を含む「避難勧告等の判断マニュアル」(河川氾濫)を策定する必要がある。

(再掲) 1-3 (避難勧告等の発令基準等の策定(土砂災害))

市は、国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を含む「避難勧告等の判断マニュアル」(土砂災害)を策定する必要がある。

【重要業績指標】

- | | | |
|--------------------------------|------------|-------|
| ・ 秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期的な実施 | R 2 時点 実施 | 【総務課】 |
| ・ 秋田県情報集約配信システムにより情報発信できる体制の整備 | R 2 時点 整備済 | 【総務課】 |
| ・ Jアラート自動起動装置の整備 | R 2 時点 整備済 | 【総務課】 |
| ・ 防災行政無線の整備 | R 2 時点 整備中 | 【総務課】 |

最悪の事態 1－6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】 避難の遅れによる死傷者の発生

(自主防災活動の充実・強化) 【総務課】

- ① 市は、自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の活動の充実・強化を働きかける必要がある。

(自主防災アドバイザーの派遣) 【総務課】

- ② 市は、「秋田県自主防災アドバイザー」から、町内会や自主防災組織等が行う自主防災活動に対する指導について、連絡・調整につとめる必要がある。

(学校における防災教育の充実) 【学校教育課】

- ③ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育を進める必要がある。

【重要業績指標】

・ 自主防災組織率	R 2 時点	22.7%	【総務課】
・ 自主防災アドバイザーの派遣回数	R 2 時点	0回	【総務課】
・ 防災訓練等を実施する学校の割合	R 2 時点	100%	【学校教育課】

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2－1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【想定】 備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食糧・飲料水等が枯渇する

(共同備蓄物資の計画的な整備等) 【総務課】

- ① 市は、県と連携をし、災害発生時に必要となる物資を「共同備蓄品目」として指定し、最低3日分（7日分を奨励）を整備することとしている。市は平成30年度までに目標量を達成しており、今後は、賞味期限のある食糧・飲料水等の計画的な更新を行う必要がある。

(民間事業者との物資調達協定の締結) 【総務課】

- ② 市は、災害時に不足する生活必需品等の確保のため、災害時に民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める必要がある。

【想定】 救援物資が届かない

(住民・自主防災組織による備蓄の促進) 【総務課】

- ③ 水・食糧等の備蓄について、地域住民や自主防災組織等に対し、最低3日分

(7日分を奨励)の備蓄を働きかける必要がある。

(避難所等への備蓄の促進) 【総務課】

④ 市は、災害発生時の迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を進める必要がある。

(物流事業者との物資輸送・保管協定の締結) 【総務課】

⑤ 市は、災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める必要がある。

(物資集積拠点の指定) 【総務課】

⑥ 市は、救援物資が必要となる大規模災害時には、それぞれ救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う物資集積拠点を開設するため、候補施設をあらかじめ指定しておく必要がある。

(物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用) 【総務課】

⑦ 災害時における救援物資の調達・輸送・供給に関わる業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必要となることから、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式の整備等が必要である。

(国や他都道府県等との物資応援体制の構築) 【総務課】

⑧ 大規模災害時には、備蓄物資や協定締結事業者からの提供物資のほか、国からのプッシュ型支援による大量物資の輸送が想定されるため、これらの支援に対応できるよう体制の準備が必要である。

【重要業績指標】

・ 共同備蓄物資の目標達成	R 2 時点	達成済	【総務課】
・ 災害時における物資の供給に関する協定の締結	R 2 時点	締結済	【総務課】
・ 物資を備蓄している避難所数	R 2 時点 (累計)	7箇所	【総務課】
・ 災害時における救援物資輸送等の協定	R 2 時点	締結済	【総務課】
・ 災害時における物資集積拠点の指定数	R 2 時点	2箇所	【総務課】
・ 「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」の策定	R 2 時点	未策定	【総務課】

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

【想定】 孤立地区の被害状況を把握できない

(通信手段の確保) 【総務課】

- ① 市は、通信の途絶が想定される地区に衛星携帯電話等を配備する必要がある。

【想定】 孤立状態が解消できず、救急患者等発生時に迅速な救助活動ができない

(孤立予防対策) 【建設課】

(再掲) 1-2 (河川改修等の治水対策)

洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を実施しており、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を進める必要がある。

(再掲) 1-3 (土砂災害対策施設の整備)

土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、県では土石流危険箇所溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所等に土砂災害防止施設の整備を進めており、要配慮者利用施設や重要な公共施設等から優先的に整備の促進をする必要がある。

(道路施設の老朽化対策) 【建設課】

- ② 今後、道路施設の急激な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を進める必要がある。

(道路施設の防災対策) 【建設課】

- ③ 幹線道路上の橋梁については、落石・岩盤崩落などの道路法面对策と合わせて計画的な維持修繕を進める必要がある。

(自家発電機など電力の確保) 【総務課】

- ④ 市は、孤立するおそれのある地区に、自家発電機器などの配備を進める必要がある。

(緊急物資の備蓄) 【総務課】

- ⑤ 市は、孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食糧品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める必要がある。

(幹線林道の改設・改良) 【農林課】

- ⑥ 公道等と接続する幹線林道を改良し、災害発生時でも地域の代替道路として整備を進める必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 道路のり面災害対策施設の整備 R 2 時点 計画未策定 【建設課】
- ・ 道路橋梁等の計画的な維持修繕 R 2 時点 計画策定済（490橋） 【建設課】
- ・ 一定要件林道の改良・舗装 R 2 時点 舗装率：32.5% 【農林課】
法面改良：0箇所

最悪の事態 2－3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞**【想定】 消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失****（消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保）） 【総務課】**

- ① 消防本部・消防署施設の耐震化、非常用発電機の設置、消防車両の計画的な更新など、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進する必要がある。

【想定】 応急活動を行う人員が不足する**（消防団への加入促進） 【総務課】**

- ② 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行い、加入促進を図る必要がある。

（消防団員の技術力の向上） 【総務課】

- ③ 市は、地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、消防学校が消防団員を対象とした教育訓練の受講を促進する必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 消防団員数の条例定数充足率 R 2 時点 91.02% 【総務課】
- ・ 消防団協力事業所数 R 2 時点 14事業所 【総務課】
- ・ 市消防団員の消防学校教育訓練受講者数 R 元 単年度実績 10人 【総務課】
- ・ 消防力整備推進計画の策定 R 2 時点 策定済 【総務課】

最悪の事態 2－4 多数の帰宅困難者や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足**【想定】 被災者が避難所の場所を知らない****（指定緊急避難場所、指定避難所の指定等） 【総務課】**

- ① 災害対策基本法の改正により、市町村に指定が義務づけられた「指定緊急避

難場所」、「指定避難所」について、指定する必要がある。

- ② 指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称・位置等について、ハザードマップの作成・配布、広報への掲載、ホームページ等を通じて住民等に周知を図り、また観光客向けには、避難所等を記載したパンフレット等を観光協会と連携をし、配布する必要がある。

【福祉避難所の指定】 【総務課】

- ③ 一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、必要な福祉避難所を指定する必要がある。

【想定】 避難所が被災して使用できない

（学校施設の防災機能強化の推進） 【教育総務課】

- ④ 太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校施設における避難所機能を整備する必要がある。

【想定】 避難所外への避難者が多数発生する

（避難所以外への場所に滞在する被災者への支援） 【総務課】

- ⑤ 平成28年5月に発生した熊本地震等では、ライフラインが途絶した自宅のほか車中やテント泊など、指定された避難所以外に滞在する被災者の把握等が課題となったため、対応策を図る必要がある。

【重要業績指標】

・ 指定緊急避難場所の指定数	R 2	時点	79箇所	【総務課】
・ 指定避難所施設の指定数	R 2	時点	33箇所	【総務課】
・ 福祉避難所の指定数	R 2	時点	15箇所	【総務課】
・ 福祉避難所運営マニュアルの策定	R 2	時点	未策定	【福祉課】

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

【想定】 医療施設が機能を喪失する

（災害拠点病院の耐震化） 【雄勝中央病院】

- ① 災害時の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の耐震性を確保する必要がある。

<p>【想定】 医薬品等を確保できない (災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備) 【雄勝中央病院】</p> <p>② 災害の初動期以降に必要となる医薬品・医療機器の流通備蓄を行う必要がある。</p>			
<p>【想定】 被災地での医療救護活動が滞る (DMAT (災害派遣医療チーム) の配置等) 【雄勝中央病院】</p> <p>③ 市では、県と連携をし、DMATの待機・出動要請や医療機関への協力要請などの調整業務を迅速に行うことにより、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供する必要がある。</p>			
<p>【重要業績指標】</p>			
・ 雄勝中病院の耐震化	R 2	時点	耐震化済 【雄勝中央病院】
・ 雄勝中央病院の業務継続計画の策定	R 2	時点	策定済 【雄勝中央病院】

<p>最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>			
<p>【想定】 避難所で感染症が集団発生する (市の健康 危機管理能力の向上) 【福祉課】</p> <p>① 衛生水準の低下による感染症のまん延を防止するため、市と保健所が連携し避難所における感染症のまん延防止対策を推進する必要がある。</p> <p>(平時からの感染症予防対策の強化) 【子ども未来課】 【健康対策課】</p> <p>② 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を促進する必要がある。</p>			
<p>【重要業績指標】</p>			
・ 感染症まん延防止対策等に関する研修会の実施	R 2	時点	未実施 【福祉課】
・ 予防接種の勧奨			
(麻しん・風しん混合ワクチン接種率)	R 2	時点	90.1%
(BCGワクチン接種率)	R 2	時点	91.8%
(高齢者のインフルエンザワクチン接種率)	R 2	時点	58.0%
			【子ども未来課・健康対策課】

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

【想定】 業務が継続できない

(市の業務継続体制の強化) 【総務課】 【企画課】

- ① 市は、「大規模災害時における湯沢市業務継続計画」を策定し、課所等ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにするとともに、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について定める必要がある。また、市有施設等の適切な維持管理を図るため、総合管理計画の策定の必要がある。

【想定】 市庁舎の倒壊防止

(市庁舎の耐震性強化) 【財政課】

- ② 本庁舎は耐震建築物であり、昭和56年以降の耐震基準を満たし建設されているため、倒壊又は崩壊する危険性は低い。

(執務環境の整備) 【財政課】

- ③ 書棚等の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理、整頓を心がけ、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に勤める必要がある。

【想定】 市庁舎の機能が喪失する

(停電時の非常用電源の確保) 【財政課】

- ④ 庁舎には、商用電力が途絶した場合に備え、自家用発電機や蓄電池の設置が必要である。

(停電対応訓練の実施) 【財政課】

- ⑤ 停電時でも、防災拠点として必要な非常用電源や情報伝達手段を確保し、非常時優先業務を継続できるように、年1回、訓練の実施が必要である。

【重要業績指標】

・ B C P (業務継続計画) の策定	R 2	時点	策定済	【総務課】
・ 庁舎に自家発電装置及び蓄電池を設置	R 2	時点	本庁舎のみ設置済	【財政課】
・ 停電対応訓練 (年1回) の実施	R 2	時点	未実施	【財政課】
・ 公共施設再編計画の策定	R 2	時点	作成中	【企画課】

目標 4 . 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 国道13号、108号、389号及び湯沢横手道路等をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態			
【想定】 災害時における緊急輸送道路ネットワーク等の寸断			
(幹線道路等の整備) 【建設課】			
①	災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、国道13号、108号、389号及び湯沢横手道路等をはじめとする幹線道路の計画的な整備が必要である。		
	(再掲) 2-2 (道路施設の老朽化対策)		
	今後、道路施設の急激な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を進める必要がある。		
	(再掲) 2-2 (道路施設の防災対策)		
	幹線道路上の橋梁については、落石・岩盤崩落などの道路法面对策と合わせて計画的な整備を進める必要がある。		
【重要業績指標】			
・	高規格幹線道路の未整備区間の早期実施	R 2 時点	要望活動実施【建設課】
・	国道関連の改良整備	R 2 時点	要望活動実施【建設課】
・	橋梁等の長寿命化計画の策定	R 2 時点	策定済 【建設課】

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止			
【想定】 大規模かつ長期にわたる停電			
(電力施設・設備の強化) 【東北電力(株)秋田支店】			
①	東北電力(株)(秋田支店)では、水害・風害・塩害・雪害・地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視・点検など保守業務にも万全を期すこととしている。		
【想定】 石油類燃料が確保できない			
(災害時における石油類燃料の確保) 【総務課】			

- ② 市は、秋田県石油商業組合湯沢雄勝支部と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害時には緊急支援車両や避難所の暖房用等に必要な石油類燃料の調達・供給を要請することとしている。

【想定】 長期にわたるLPガスの供給が停止する

(LPガス供給施設・設備の強化) 【総務課】

- ③ 一般社団法人秋田県LPガス協会では、地震発生時のガス漏れ等の緊急事態に迅速・適切な対応がとれるよう24時間365日の緊急出動体制を整えている。
- 市では、秋田県LPガス協会と「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資器材の調達に関する協定」を締結しており、災害応急対策業務等に必要な液化石油ガス及び応急対策用資器材の供給を要請することとしている。

【重要業績指標】

- 共同訓練の実施 R 2 時点 総合防災訓練で実施 【総務課】

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

【想定】 上水道機能の停止

(水道施設の耐震化) 【上下水道課】

- ① 施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進めていく必要がある。

【重要業績指標】

- 上水道管路の耐震化率 H30 時点 25.2% 【上下水道課】
- 上水道施設BCP(業務継続計画)策定 R 2 時点 未策定 【上下水道課】

最悪の事態 4-4 汚水処理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止

【想定】 下水道施設等の機能の停止(下水道、農業集落排水)

(下水道施設の耐震化) 【上下水道課】

- ① 地震時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化を考慮した耐水対策を進める必要がある。

(下水道施設等の老朽化対策) 【上下水道課】

- ② 長寿命化計画を策定し、老朽化対策を進める必要がある。

【想定】 汚水処理施設の機能停止

(合併浄化槽の設置促進) 【上下水道課】

③ 発災後、住宅からの生活排水を速やかに排除するため、下水道整備とあわせ、合併浄化槽の設置を促進する必要がある。

【想定】 し尿処理が滞る

(し尿処理施設等の耐震化) 【くらしの相談課】

④ し尿処理施設の耐震化・洪水等を考慮した耐水対策を促進するとともに、非常電源の設置や燃料の備蓄等災害時に自立稼働する体制の構築をする。

【想定】 廃棄物処理が滞る

(災害廃棄物の処理対策) 【くらしの相談課】

⑤ 湯沢市地域防災計画に基づき、発生する災害廃棄物対応への体制を図るとともに、市民・事業者との連携のもと円滑な処理を推進する。

【重要業績指標】

- | | | | | |
|---------------------|-----|----|-------|-----------|
| ・ 下水道ストックマネジメント計画策定 | R 2 | 時点 | 未策定 | 【上下水道課】 |
| ・ 下水道施設等BCP策定 | R 2 | 時点 | 策定済 | 【上下水道課】 |
| ・ 合併浄化槽整備補助件数 | R 2 | 時点 | 46件/年 | 【上下水道課】 |
| ・ 廃棄物処理マニュアル等の策定 | R 2 | 時点 | 策定済 | 【くらしの相談課】 |

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【想定】 信号機の全面停止

(停電時の信号機減灯対策) 【警察本部】

① 災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機減灯対策を進める必要がある。

【重要業績指標】

- | | | | | |
|-----------------------|-----|----|----|--------|
| ・ 自動起動型信号機電源付加装置の整備促進 | R 2 | 時点 | 3基 | 【警察本部】 |
| ・ 電池式信号機電源付加装置の整備促進 | R 2 | 時点 | 2基 | 【警察本部】 |

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

【想定】 長期にわたる電話、携帯電話の通信停止

(電話施設・設備の強化) 【東日本電信電話(株)秋田支店】 【総務課】

① NTT東日本(秋田支店)では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブ

ル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる特設公衆電話の事前配備を進めている。

市ではNTTと連携し、指定避難所に特設公衆電話の設置を行うこととする。

（携帯電話設備の信頼性向上）【（株）ドコモCS東北秋田支店】

- ② NTTドコモでは、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化および通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール、および自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸し出しを行っている。

【重要業績指標】

- 指定避難所等への特設公衆電話の設置 R2 現在 100% 【総務課】

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態5-1 大規模商業施設の損壊、火災、爆発等

【想定】 大規模商業施設 の損壊、火災、爆発等

（大規模商業施設の防災訓練の実施）【総務課】

- ① 商業施設ごとの防災訓練の必要性がある。

【重要業績指標】

- 大規模商業施設の防災訓練（年1回程度）の実施 R2 時点 未実施 【総務課】

最悪の事態5-2 農業の停滞

【想定】 農業施設等の倒壊等

（農林業生産基盤の耐震化）【農林課】

- ① 食品産業従事者及び関連産業事業者と連携を図り、生産流通過程に係るBCPを策定する必要がある。

【重要業績指標】

- BCPの策定 R2 時点 未策定 【農林課】

最悪の事態5-3 商工業、観光等の産業の停滞

【想定】 地域経済が停滞し、地域の活力が失われる。

（関係団体との連携）【商工課】

- ① 災害時においても事業を継続することで、地域経済活動及び地域社会活動に対する影響を極小化するため、市と商工団体との共同により事業継続力支援計画（BCP）を策定する必要がある。

（宿泊施設の耐震化）【観光・ジオパーク推進課】

- ② 宿泊施設の耐震化の促進を図り、宿泊客の安全を図る必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 事業継続力強化支援計画（BCP）の策定 R2 時点 未策定 【商工課】

目標6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態6-1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生

【想定】 防災施設の損壊等

（河川・ダム・砂防関連施設の老朽化対策）【建設課】【農林課】

（再掲） 1-2 （河川・ダム関連施設の老朽化対策）

河川及びダム関連施設の長寿命化計画を策定し、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策を進める必要がある。

（再掲） 1-3 （砂防関連施設の老朽化対策）

県では、砂防関連施設の長寿命化計画を平成30年度までに策定することとしており、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策を推進する必要がある。

【想定】 ため池の決壊等

（ため池ハザードマップの整備）【農林課】

- ① 防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県と連携を取りながら、ハザードマップを作成し、地域住民に情報提供する必要がある。

（農業用ため池の整備）【農林課】

- ② 老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池については、県と連携を取りながら、補修・補強等を進める必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 農業用ため池ハザードマップの作成 R2 時点 策定済 【農林課】
- ・ 老朽ため池の補修・補強等対策支援 R2 時点 実績なし 【農林課】

最悪の事態6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【想定】 農地・森林等の荒廃による防災機能の低下

（農業・農村の多面的機能の確保）【農林課】

- ① 洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業・農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を支援する必要がある。

（農地・農業水利施設の保全管理）【農林課】

- ② 基幹的農業水利施設のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める必要がある。

（森林整備の推進）【農林課】

- ③ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の実施を進める必要があるが、林業雇用労働者が減少傾向にあることから、労働力の確保が課題となっている。

（治山対策の推進）【農林課】

- ④ 集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、山地災害危険地区の周知と併せて、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備を進める必要がある。

【重要業績指標】

- | | | | | | |
|-----------|-----|----|--------|---------|-------|
| ・ 人工林間伐面積 | R 2 | 時点 | 計画整備面積 | 3,920ha | 【農林課】 |
| ・ 林業用路網整備 | R 2 | 時点 | — | | 【農林課】 |

最悪の事態6-3 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

【想定】 油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害

（有害・危険物質対応訓練）【くらしの相談課】

- ① 河川等において、油・有害物質等の流出事故が発生した場合に、防除・回収作業を的確に実施するため、訓練等の必要がある。

（県内外への情報発信）【総務課】

- ② 災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信する必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 有害・危険物流出事故対応訓練の実施

R 2 時点 年1回実施	【くらしの相談課】
・ 有害・危険物流出事故対応マニュアルの策定	
R 2 時点 年度内策定予定	【くらしの相談課】

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態7-1 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
<p>【想定】 災害時に建設事業者の協力が得られない (災害対応に不可欠な建設業との連携) 【総務課】</p> <p>① 市は、災害時の応急対策が迅速に行われるよう、湯沢市建設業協会と「災害時における湯沢市所管施設等の災害応急対策業務に関する協定」を締結するなど、建設関係団体と協力体制の構築を図っている。</p> <p>(建設産業の担い手の育成・確保) 【建設課】</p> <p>② 災害発生時の復旧・復興のほか、今後早急な対応が求められるインフラの老朽化対策などを着実に進めるため、担い手となる建設産業従事者の育成・確保を推進する必要がある。</p> <p>【想定】 災害ボランティアの受け入れが滞る (災害受援計画の策定) 【総務課】</p> <p>① ボランティアの受け入れ体制等を円滑に行うため「災害時受援計画」を策定する必要がある。</p>	
<p>【重要業績指標】</p> <p>・ 湯沢市建設業協会と「災害時における湯沢市所管施設等の災害応急対策業務に関する協定」 R 2 時点 締結済 【総務課】</p> <p>・ 湯沢市災害時受援計画 R 2 時点 図上訓練の実施済 【総務課】</p>	

最悪の事態7-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
<p>【想定】 災害時における地域コミュニティ機能の減退 (市民の災害対応力・自助力及び共助力の向上) 【総務課】</p> <p>① ひとたび災害が発生すれば、行政による「公助」では一定の限界がある為、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域で</p>	

の取組みを推進していく必要がある。

（自主防災組織の強化）【総務課】

- ② 地域の防災力を高めるため、地域防災リーダーである防災士の育成やスキルアップを図るほか、自主防災組織アドバイザーを活用し組織の活性化を図る必要がある。

（防災士の会の発足）【総務課】

- ③ 地域の防災リーダーとして、知識・技能の向上を図るため、防災士の会を発足させる必要がある。

【重要業績指標】

- | | | | | |
|---------------|-----|----|-----------|-------|
| ・ 自主防災組織の訓練実施 | R 2 | 時点 | 年 1 回以上実施 | 【総務課】 |
| ・ 市内における防災士数 | R 2 | 時点 | （累計 46人） | 【総務課】 |
| ・ 防災士の会 | R 2 | 時点 | 未発足 | 【総務課】 |

(別紙 2) 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

① (住宅の耐震化) 【都市計画課】

住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化促進に向けて、住民への普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を推進する。

② (公共特定建築物の耐震化) 【各所管課】

災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画に基づき、特定建築物について計画的に耐震化を実施しており、今後も適切な維持修繕に努める。

③ (学校の耐震化) 【教育総務課】

児童生徒の安全確保と災害時の避難所としての利用を想定し、学校施設の耐震化を計画的に実施してきており、今後も施設の適切な維持修繕に努める。

④ (社会福祉施設等の耐震化) 【福祉課・子ども未来課・長寿福祉課・健康対策課】

未耐震施設の状態や施設設置者の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。

⑤ (空き家対策) 【くらしの相談課】

所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、県と連携をし、空き家対策に関する情報提供や市町村相互間での意見交換の場を設けるなど、空き家対策を推進していく。

⑥ (地震発生直後の近隣住民による共助) 【総務課】

本市の自主防災組織の設置率は約22%であるが、引き続き防災講座や講習会により、災害対応力の維持向上を図る。また避難行動要支援者については、消防・警察・自主防災組織等と連携し、避難訓練の実施等を計画する。

「家具類の転倒」を回避するための推進方針

⑦ (家具の固定など 室内安全対策の推進) 【総務課】

家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定など、消防と連携した普及啓発を推進する。

「住宅火災に気づかない」ことを回避するための推進方針

⑧ (住宅用火災警報器の設置) 【総務課】

火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐため、消防と連携し、住宅用火災警報器の設置を推進する。

⑨（消火器の設置、消火訓練の実施）【総務課】

火災発生時の初期消火のための消火器の設置及び定期的な消火訓練の実施を推進する。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
住宅の耐震化率	H25 61.5%	R 7 95%	都市計画課
公共特定施設の耐震化率	98%	100%	各所管課
学校施設の耐震化率	100%	100%	教育総務課
自主防災組織率	22.7%	50%	総務課
住宅用火災警報器の設置率	77%	85%	総務課
住宅用消火器の設置率	－%	10%	総務課
文化財（公開）施設の耐震化率	0%	50%	生涯学習課

最悪の事態 1－2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物の損傷」を回避するための推進方針

①（河川改修等の治水対策）【建設課】

洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を実施しており、今後は維持修繕を適切に行うとともに、必要な排水路の整備を計画的に推進する。

②（河川・ダム関連施設の老朽化対策）【建設課】【農林課】

今後策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進めるなど、より一層の対策を推進する。

③（避難勧告等の発令基準等の策定（河川氾濫））【総務課】

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断マニュアル」（河川氾濫）について策定済みであるが指針等の改訂などにあわせて見直しをする。

また、事態の推移に応じた的確な対応、関係機関が相互に連携した対応、災害発生の前段階における早めの対応による被害の最小化を図るため、台風等を踏まえたタイムラインの見直しをする。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
国県管理河川・ダム関連施設整備（雄物川、成瀬ダム）	要望活動実施	継続	建設課
市管理河川の維持管理・点検計画の策定	実施済	継続	建設課
年1回の河川施設点検・パトロールの実施	実施済	継続	建設課
避難勧告等の判断マニュアル（河川氾濫）の策定	策定済	見直し	総務課

最悪の事態 1-3 大規模な土砂災害、火山噴火等による死傷者の発生

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

①（砂防関連施設の老朽化対策）【建設課】

県で今後策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進めるなど、より一層の対策を促進する。

②（土砂災害警戒区域等の指定・公表）【総務課】

県が実施する土砂災害危険箇所における基礎調査に基づく、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を促進する。

③（土砂災害ハザードマップの作成・周知）【総務課】

土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所における土砂災害危険区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続する。

④（避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害））【総務課】

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断マニュアル」（土砂災害）について策定済みであるが指針等の改訂などにあわせて見直しをする。

⑤（火山防災マップの作成・周知）【総務課】

栗駒山火山避難計画に基づき防災マップを作成し、被害想定・警戒レベルを示すとともに、避難等について周知する。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
土砂災害警戒区域等指定率	100%	100%	総務課

土砂災害ハザードマップの作成	作成済	見直しの実施	総務課
避難勧告等の判断マニュアル (土砂災害)の策定	策定済	見直しの実施	総務課
火山防災マップの作成	作成中	R3 策定	総務課

最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

(道路除雪等による冬期の交通確保)【建設課】

- ① 各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでいく。また、大雪注意報などの気象情報での対応はもとより、局地的な大雪にも対応できる体制を構築する。
- ② 除雪体制の確保のため、熟練技能を有する除雪オペレーターの育成や、除雪機械の更新等について、受託する業者等へ働きかける。
- ③ 雪崩予防柵・防雪柵等の雪害対策施設等の計画的な整備・更新を推進する。

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

(雪下ろし事故防止対策の推進)【総務課】

- ④ 安全対策の徹底を図るため、様々な媒体を活用した広報活動など、普及啓発を図り、雪下ろし作業中の事故防止に努める。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
雪寒施設の整備延長・長寿命化 (防雪柵の整備)	5.0Km	6.0Km	建設課
雪寒施設の整備延長・長寿命化 (流雪溝の整備)	61.9Km	63.0Km	建設課
除雪実施計画の見直し	実施	継続	建設課
湯沢大堰、白子川・松沢川の パトロール	実施	継続	建設課
雪崩パトロールの実施	実施	継続	建設課
雪下ろし講習会の実施	実施	継続	総務課

最悪の事態 1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶した」ことを回避するための推進方針

（関係行政機関等による情報共有体制の強化）【総務課】

- ① 災害時において、市・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図っていく。

（秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化）【総務課】

- ② 災害時の「秋田県総合防災情報システム」（平成27年度運用開始）の確実な運用を図るため、平時から関係機関とともに訓練等を行う。

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

（Jアラート等による情報伝達）【総務課】

- ③ 「全国瞬時警報システム」（Jアラートによる住民への確実な情報伝達を図るため、定期的な運用試験等による確実な受信・伝達体制の構築をする。

（複数の情報伝達手段の整備等）【総務課】

- ④ 市による住民への情報伝達手段として、市防災行政無線、登録制メールなど多様化が進められている。また、県をはじめとする関係機関との複数の情報伝達手段の確保にあわせ、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した住民向けの情報伝達手段の整備について、秋田県作成の「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」をもとに検討する。

（秋田県河川砂防情報システムによる情報提供）【総務課】

- ⑤ 「秋田県河川砂防情報システム」により、土砂災害危険度等の情報を提供するとともに、避難勧告等の発令判断に資するために、今後は老朽化の進んだ測定施設や機器の改良・更新の促進をする。

（避難勧告等の発令基準）【総務課】

（再掲） 1－2 （避難勧告等の判断マニュアルの策定（洪水氾濫））

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断マニュアル」（洪水氾濫）について策定済みであるが指針等の改訂にあわせて見直しをする。【総務課】

（再掲） 1－3 （避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害））

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断マニュアル」（土砂災害）について策定済みであるが指針等の改訂にあわせて見直しをする。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
秋田県総合防災情報システム 操作訓練の定期的な実施	実施	継続	総務課
秋田県情報集約配信システム により情報発信できる体制の 整備	整備済	維持	総務課
Jアラート自動起動装置の整 備	整備済	維持	総務課
防災行政無線の整備	整備中	R3運用開始	総務課

最悪の事態 1－6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れによる死傷者の発生」を回避するための推進方針

(自主防災活動の充実・強化) 【総務課】

- ① 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、広報活動や研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、自主防災組織等の訓練協力をし、自主防災組織の活動の充実・強化を働きかけていく。

(自主防災アドバイザーの派遣) 【総務課】

- ② 市は、「秋田県自主防災アドバイザー」を自主防災組織等が行う自主防災活動に派遣し、助言等を行うほか、リーダー等を対象とした研修や優良組織の表彰の推薦などにより自主防災組織の育成強化を推進する。

(学校における防災教育の充実) 【学校教育課】

- ③ 児童生徒が災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、また防災意識や自助の重要性を認識できるよう、学校における防災教育を推進する。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
自主防災組織率	22.7%	50%	総務課
自主防災アドバイザーの派遣回数	0回	年1回	総務課
防災訓練等を実施する学校の割合	100%	維持	学校教育課

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

**「備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食糧・飲料水等が枯渇する」
ことを回避するための推進方針**

（共同備蓄物資の計画的な整備）【総務課】

- ① 市は県と連携した、「共同備蓄品目」について備蓄目標数は達成しており、
今後は賞味期限のある食糧・飲料水等の計画的な更新をする。

（民間事業者との物資調達協定の締結）【総務課】

- ② 市は、災害時に民間事業者から物資を調達できるよう、さらなる協定の締結
を推進する。

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

（住民・自主防災組織による備蓄の促進）【総務課】

- ③ 地域住民や自主防災組織に対して、最低3日分（7日分を奨励）の飲料水や
食糧等を備蓄するよう、普及啓発を推進する。

（避難所への備蓄の促進）【総務課】

- ④ 市は、災害発生時の迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避
難所となる施設への備蓄のほか、民間事業者についても備蓄について普及啓発
を推進する。

（物流事業者との物資輸送・保管協定の締結）【総務課】

- ⑤ 市は、災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、物流事業者
に協力を要請できる協定の締結市は、災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円
滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結を推進し、物流の実
効性を高める取り組みを進める。

（物資集積拠点の指定）【総務課】

- ⑥ 市は、救援物資が必要となる大規模災害時には、それぞれ救援物資の受入れ・
仕分け・保管・出庫等を行う物資集積拠点が必要であるため、拠点確保の検討
をする。

（物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用）【総務課】

- ⑦ 「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」について
策定するとともに、資輸送訓練の実施等により、物流の実効性を高める。

（国や他都道府県等との連携）【総務課】

- ⑧ 大規模災害時における国や他自治体からのプッシュ型支援による大量物資の
輸送等に対応できるよう、外部から避難所に効率的に供給する体制を検討する。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
共同備蓄物資の目標達成率	達成済	維持	総務課
災害時における物資の供給に関する協定の締結	締結済	維持	総務課
物資を備蓄している避難所数	7箇所	11箇所	総務課
災害時における救援物資輸送等の協定	締結済	維持	総務課
災害時における物資集積拠点の指定数	2箇所	6箇所	総務課
「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」の策定	未策定	策定	総務課

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

（通信手段の確保）【総務課】

- ① 市は、孤立するおそれのある地区への衛星携帯電話など通信手段の確保のほか、災害時を想定した通信訓練の実施を働きかけていく。

（孤立予防対策）【建設課】

（再掲） 1-2 （河川改修等の治水対策）

洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を実施しており、今後も維持修繕を適切に行うとともに、必要な排水路の整備を計画的に推進する。

（再掲） 1-3 （土砂災害対策施設の整備）

要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする箇所から優先的に整備を進めるなど、より一層の対策を促進する。

（道路施設の老朽化対策）【建設課】

- ② 道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要とされる箇所について、早急に整備を進めていく。

（道路施設の防災対策）【建設課】

- ③ 幹線 道路上の橋梁や重要構造物については、落石・岩盤崩落などの道路法面対策とあわせて補助制度等を活用し計画的な維持修繕を進め、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。

（自家発電機など電力の確保）【総務課】

- ④ 市は、孤立するおそれのある地区への自家発電機器等の配備を働きかけ、地

域で避難所運営ができるよう啓発を行う。

(緊急物資の備蓄) 【総務課】

- ⑤ 市は、孤立するおそれのある地区ごとに、飲料水、給水用品、食糧品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を推進していく。

(幹線林道の改設・改良) 【農林課】

- ⑥ 公道等と接続する幹線林道を改良し、災害発生時でも地域の代替道路として整備を進める必要がある。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
道路のり面災害対策施設の整備	長寿命化計画 未策定	長寿命化計画 の策定	建設課
道路橋梁等の計画的な維持修繕	計画策定済 (490橋)	計画見直し (490橋)	建設課
一定要件林道の改良・舗装	舗装率：32.5% 法面改良：0箇所	舗装率：40.0% 法面改良：3箇所	農林課

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失」を回避するための推進方針

(消防施設の機能維持(耐震化、非常用電源の確保) 【総務課】

- ① 消防本部・消防署の耐震化、非常用発電機の設置等を働きかける。また、消防車両の計画的な更新、情報通信手段の多様化などにより、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進するとともに、必要に応じて防火水槽・消火栓の新設について検討する。

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

(消防団への加入促進) 【総務課】

- ② 消防団員の確保に向けて、企業、大学等に対し消防団への加入要請を行う。また、消防団協力事業所の認定について市内事業所等に働きかけていく。

(消防団員の技術力の向上) 【総務課】

- ③ 市は、地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、消防学校での消防団員を対象とした教育訓練に継続して参加できるように団員に働きかける。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
消防団員数の条例定数充足率	91.02%	現状維持	総務課
消防団協力事業所数	14事業所	16事業所	総務課
消防学校教育訓練受講者数	10人 単年度	10人 単年度	総務課
消防力整備推進計画の策定	策定済	見直し・修正	総務課

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針 (指定緊急避難場所、指定避難所の指定等) 【総務課】

- ① 「指定緊急避難場所」、「指定避難所」については、指定済みであるが、市職員・施設管理者・自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営ができるよう避難所運営マニュアルによる協力体制を構築する。

(観光客への指定緊急避難場所、指定避難所の周知) 【総務課】

- ② 指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称・位置等について、ハザードマップの作成・配布、広報への掲載、ホームページ等を通じて周知を図っているが引き続き周知徹底をする。また観光客向けには、避難所等を記載したパンフレット等の配布について観光協会と連携をし、進める。

(福祉避難所の指定) 【総務課】

- ③ 福祉避難所については指定をしているが、開設・運営が迅速にできるよう福祉避難所運営マニュアルの策定をする。

「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

(学校施設の防災機能強化の推進) 【学校教育課】

- ④ 指定避難所として有効に活用するため、学校施設等における避難所機能強化を推進する。また要配慮者に対する事前の部屋割りを検討する。

「避難所外への避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

(避難所以外の場所に滞在する被災者への支援) 【総務課】

- ⑤ 大規模災害時における指定された避難所以外への避難者の把握について、消防団や自主防災組織と連携するとともに把握に努める。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
指定緊急避難場所の指定数	79箇所	維持	総務課
指定避難所施設の指定数	33箇所	維持	総務課
福祉避難所の指定数	15箇所	維持	総務課
福祉避難所運営マニュアルの策定	未策定	R 2 策定	福祉課

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

(災害拠点病院の耐震化) 【雄勝中央病院】

- ① 災害時の医療救護活動の拠点となる、雄勝中央病院については耐震性が確保されており、今後も計画的な維持修繕に努める。

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

(災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備) 【雄勝中央病院】

- ② 災害拠点病院や調剤薬局等における医薬品等の常用備蓄のほか、今後も、災害時の緊急医薬品・医療機器の流通備蓄を行う。

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

(DMAT (災害派遣医療チーム) の配置等) 【雄勝中央病院】

- ③ 市は、県と連携をし、DMATの待機・出動要請や医療機関への協力要請などの調整業務を迅速に行う。また、地域の医療機関や医療従事者の活用も検討する。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
雄勝中央病院の耐震化	耐震化済	維持	雄勝中央病院
雄勝中央病院のBCP業務継続計画の策定	策定済	見直し	雄勝中央病院

最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

(健康危機管理能力の向上) 【福祉課】

- ① 避難所における感染症の発生・蔓延を防ぐため、市と保健所が連携し避難

所における感染症のまん延防止対策を推進する。また定期的な衛生・防疫体制の強化のための研修会等を実施する。

(平時からの感染症予防対策) 【子ども未来課】 【健康対策課】

- ② 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を実施する。また平時からの予防接種に努めるよう市民に周知する。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
感染症まん延防止対策等に関する研修会の実施	未実施	年1回の実施	福祉課
予防接種の勧奨 (麻しん・風しん混合ワクチン接種率) (BCGワクチン接種率) (高齢者のインフルエンザワクチン接種率)	90.1% 91.8% 58.0%	95.0% 95.0% 70.0%	子ども未来課 健康対策課

目標3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

(市の業務継続体制の強化) 【総務課】 【企画課】

- ① 市は「大規模災害時における湯沢市業務継続計画」を策定し、課所等ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにしているが、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について組織体制の変更等を踏まえ、適宜見直しを図っていく。また、市有施設等の適切な維持管理を図るため、総合管理計画を策定する。

「市庁舎が倒壊する」ことを回避するための推進方針

(市庁舎の耐震性強化) 【財政課】

- ② 本庁舎は耐震改修済みであり、耐震基準により建設されているため、倒壊又は崩壊する危険性は低い。今後も計画的な維持修繕に努める。

(執務環境の整備) 【財政課】

- ③ 書類等の落下防止や十分な避難通路スペースの確保ができるように、職員に対し、執務室の整理、整頓の徹底を周知する。

<p>「市庁舎の機能が喪失する」ことを回避するための推進方針 (停電時の非常用電源の確保) 【財政課】</p> <p>④ 庁舎に設置されている太陽光発電装置の維持に努める。</p> <p>(停電対応訓練の実施) 【財政課】</p> <p>⑤ 停電対応訓練の実施等により、非常時優先業務を継続するための手順確認と、その習熟を図る。</p>			
重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
BCP(業務継続計画)の策定	策定済	見直し	総務課
庁舎に自家発電装置及び蓄電池を設置	本庁舎のみ 設置済	維持	財政課
停電対応訓練(年1回)の実施	未実施	R3 実施	財政課
公共施設再編計画策定	作成中	R2 策定	企画課

目標4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン・情報通信機能を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

<p>最悪の事態4-1 国道13号、108号、398号及び湯沢横手道路等をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態</p>			
<p>「災害時における緊急輸送道路ネットワークの寸断」を回避するための推進方針 (幹線道路等の整備) 【建設課】</p> <p>① 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、国道13号、108号、398号及び湯沢横手道路をはじめとする幹線道路の計画的な整備を促進する。</p> <p>(再掲) 2-2 (道路施設の老朽化対策)</p> <p>道路施設の適切な点検と併わせ、補修が必要とされる箇所について、早急に整備を進めていく。</p> <p>(再掲) 2-2 (道路施設の防災対策)</p> <p>幹線道路上の橋梁や重要構造物については、落石・岩盤崩落などの道路法面対策と併わせ、補助制度等を活用し計画的な維持修繕を進め、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。</p>			
重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
高規格幹線道路の未整備区間の早期実施	要望活動実施	継続	建設課

国道関連の改良整備	要望活動実施	継続	建設課
橋梁等の長寿命化計画の策定	策定済	継続	建設課

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたる停電」を回避するための推進方針

(電力施設・設備の強化) 【東北電力(株)秋田支店】

- ① 東北電力(株)(秋田支店)では、水害・風害・雪害・地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視・点検など保守業務にも万全を期すこととしている。

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

(災害時における石油類燃料の確保～秋田県石油商業協同組合) 【総務課】

- ② 市は、秋田県石油商業組合と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害時には緊急支援車両や避難所の暖房用等に必要な石油類燃料の調達・供給を要請することとしており、引き続き連携を図っていく。

「長期にわたるガスの供給機能の停止」を回避するための推進方針

(LPガス供給施設・設備の強化) 【総務課】

- ③ 石油液化ガス及び応急対策用資材の調達に関する協定の締結し、供給の安定化を図る。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
共同訓練の実施	総合防災訓練 で実施	継続	総務課

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能の停止」を回避するための推進方針

(水道施設の耐震化) 【上下水道課】

- ① 施設の老朽化対策と併せ、補助制度等を活用し、配水管・配水池及び浄水場における管理棟・ポンプ等の耐震化を推進し、給水の安定化を図る。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
上水道管路の耐震化率	25.2% (H30)	28.0%	上下水道課
上水道施設BCP（業務継続計画）策定	未策定	R4 策定	上下水道課

最悪の事態4-4 汚水処理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道施設等の機能の停止」を回避するための推進方針

（下水道施設等の耐震化）【上下水道課】

- ① 地震時における最低限必要な下水道機能確保のため、補助制度等を活用し、施設の耐震化を推進し、下水処理の安定化を図る。

また海岸付近に位置する主要な施設については、洪水等を考慮した耐水性についても検討する。

（下水道施設等の老朽化対策）【上下水道課】

- ② 長寿命化計画を策定し、老朽化対策を進めるとともに幹線管渠について耐震診断を行い、必要な耐震化対策を推進する。

「汚水処理施設の機能停止」を回避するための推進方針

（合併浄化槽の設置設置促進）【上下水道課】

- ③ 発災後、住宅からの生活排水を速やかに排除するため、下水道整備とあわせ、合併浄化槽の設置を促進する。

「し尿処理し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針

（し尿処理施設等の耐震化）【くらしの相談課】

- ④ し尿処理施設の耐震化、非常用電源の設置や燃料の備蓄、薬品・希釈水確保などの対策により、災害時に自立稼働する体制の構築を促進する。

「廃棄物処理が滞る廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

（災害廃棄物の処理対策）【くらしの相談課】

- ⑤ 湯沢市地域防災計画に基づき、他市町村との支援調整や仮置き場の確保等、発生する災害廃棄物対応への体制を図るとともに、市民・事業者との連携のもと円滑な処理を推進する。また運用方針を定めるためマニュアル等を整備する。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
下水道ストックマネジメント計画策定	未策定	R 3～R 6 策定	上下水道課
下水道施設等BCPの策定	策定済	見直し	上下水道課
合併浄化槽整備補助件数	46件/年	60件/年	上下水道課
廃棄物処理マニュアル等の策定	策定済	見直し	くらしの相談課

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機の全面停止」を回避するための推進方針

（停電時の信号機滅灯対策）【警察本部】

- ① 災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機滅灯対策を促進する。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
自動起動型信号機電源付加装置の整備促進	3基	維持	警察本部
電池式信号機電源付加装置の整備促進	2基	維持	警察本部

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたる電話、携帯電話の通信停止」を回避するための推進方針

（電話施設・設備の強化）【東日本電信電話（株）秋田支店】【総務課】

- ① NTT東日本（秋田支店）では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる特設公衆電話の事前配備を進めている。

市ではNTTと連携し、指定避難所（福祉避難所含む）に特設公衆電話の設置を行う。

（携帯電話設備の信頼性向上）【（株）ドコモCS東北秋田支店】

- ② NTTドコモではシステムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化および通信設備の二重化など通信網

の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸し出しを行っている。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
指定避難所等への特設公衆電話の設置	100%	維持	総務課

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態5-1 大規模 商業施設の損傷、火災、爆発等

「大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針
(大規模商業施設の防災訓練の実施) 【総務課】

- ① 商業施設ごとの防災訓練を実施し、災害時の初動対応、緊急点検、消火放水、避難等の必要な措置の習熟を図るよう働きかける。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
大規模商業施設の防災訓練の実施	未実施	年1回 実施	総務課

最悪の事態5-2 農業の停滞

「農業施設、漁業施設等の倒壊等」を回避するための推進方針
(農林業生産基盤の耐震化)

- ① 食品産業従事者及び関連産業事業者との連携、協力体制の拡大や生産流通過程に係るBCP策定を促進する。【農林課】

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
BCPの策定	未策定	策定	農林課

最悪の事態5-3 商工業、観光等の産業の停滞

「地域経済が停滞し、地域の活力が失われる」ことを回避するための推進方針
(関係団体との連携) 【商工課】

- ① 災害発生時においても事業を継続することで、地域経済活動及び地域社会活動に対する影響を極小化するため、市と商工団体との共同により事業継続力強

<p>化支援計画（BCP）を策定する。</p> <p>（宿泊施設の耐震化）【観光・ジオパーク推進課】</p> <p>② 宿泊施設の耐震化の促進を図るとともに、宿泊客の安全を図るため普及啓発に取り組む。また、外国人への対応を含む災害情報の伝達体制の強化など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。</p>			
重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
事業継続強化支援計画（BCP）の策定	未策定	策定数 2	商工課

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生
<p>「防災施設の損壊等」を回避するための推進方針</p> <p>（再掲） 1-2 （河川・ダム関連施設の老朽化対策）</p> <p>（河川・ダム関連施設の老朽化対策）【建設課】【農林課】</p> <p>今後策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進めるなど、より一層の対策を推進する。</p> <p>（再掲） 1-3 （砂防関係施設の老朽化対策）</p> <p>（砂防関連施設の老朽化対策）【建設課】</p> <p>県で今後策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進めるなど、より一層の対策を促進する。</p> <p>「ため池の決壊等」を回避するための推進方針</p> <p>（ため池ハザードマップの整備）【農林課】</p> <p>① 防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県と連携を取りながら、ハザードマップを作成し、地域住民に情報提供するとともに、土地改良区などへ管理体制の強化を働きかける。</p> <p>（農業用ため池の整備）【農林課】</p> <p>② 老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池については、県と連携を取りながら、詳細調査をし、補修・補強等を進める。</p>

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
農業用ため池ハザードマップの作成	11箇所策定済	R 4 まで残 4 箇所を策定	農林課
老朽ため池の補修・補強等対策支援	実績なし	全申請助成予定	農林課

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃による防災機能の低下」を回避するための推進方針

（森林整備の推進）【農林課】

- ① 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、森林組合等と連携をし、間伐等の実施を推進するとともに自然と共生した多様で健全な森林づくりを推進する。

（治山対策の推進）【農林課】

- ② 山地災害危険地区の周知と併せて、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等を整備し、土石流や流木対策を含む事前防災対策の強化を促進する。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
人工林間伐面積	3,920ha	5,114ha	農林課
林業用路網整備	—	林業専用道利用区域139ha	農林課

最悪の事態 6-3 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

「油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害」を回避するための推進方針

（有害・危険物質対応訓練）【くらしの相談課】

- ① 河川等において、油・有害物質等の流出事故が発生した場合に、防除・回収作業を的確に実施するため、国・県の関係機関と連携し、訓練を行うとともに、対応マニュアルを策定する。

（県内外への情報発信）【総務課】

- ② 災害発生による風評被害の影響を最小化するため、報道機関等と連携し、適切な情報の発信に努める。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
有害・危険物流出事故対応 訓練の実施	年1回実施	継続	くらしの相談課
有害・危険物流出事故対応 マニュアルの策定	R2 策定	見直し	くらしの相談課

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態7-1 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
<p>「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針 (災害対応に不可欠な建設業との連携) 【総務課】</p> <p>① 市は、災害時の応急対策が迅速に行われるよう、湯沢市建設業協会と「災害時の応急対策活動協力に関する協定」を締結するなど、建設関係団体と協力体制の構築を図っており、今後とも継続的な連携を維持していく。</p> <p>(建設産業の担い手の育成・確保) 【建設課】</p> <p>② 災害発生時の復旧・復興のほか、今後早急な対応が求められるインフラの老朽化対策などを着実に進めるため、市と業界団体が連携して担い手となる建設産業従事者の育成・確保の観点などについて取り組む。</p>			
<p>「災害ボランティアの受け入れが滞る」ことを回避するための推進方針 (災害受援計画の策定) 【総務課】</p> <p>① ボランティアの受け入れ体制等を円滑に行うため「災害時受援計画」を策定しており、湯沢市社会福祉協議会と連携した訓練等の実施により、受入体制等の充実を図る。</p>			
重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
湯沢市建設業協会との協定締結	締結済	維持	総務課
湯沢市災害時受援計画に基づく 訓練等の実施	図上訓練の 実施済	実動訓練の実 施	総務課

**最悪の事態 7-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる
事態**

「災害時における地域コミュニティの減退」を回避するための推進方針

（市民の災害対応力・自助力及び共助力の向上）【総務課】

- ① 行政による「公助」では一定の限界がある為、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組みを推進するよう講習会等により自主防災組織に働きかける。

（自主防災組織の強化）【総務課】

- ② 地域の防災力を高めるため、地域防災リーダーである防災士の資格取得を自主防災組織に働きかける。

（防災士の会の発足）【総務課】

- ③ 湯沢市防災士の会を発足し、地域防災リーダーとしての知識・技能を習得させる。

重要施策	現在の指標 (R2)	将来の目標 (R6)	担当部局等
自主防災組織の訓練実施率	年1回以上 実施	継続	総務課
市内における防災士数	46名	年3名	総務課
防災士の会の発足	未発足	R2 発足	総務課

湯沢市国土強靱化計画の改訂履歴

- ・令和2年6月 策定
- ・令和3年8月 改訂

湯沢市国土強靱化地域計画

湯沢市総務部総務課総合防災室

〒012-8501

秋田県湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-55-8250

FAX 0183-73-2117
